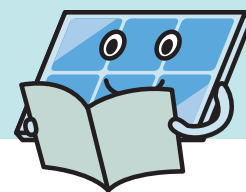


再生可能エネルギーをつくること。
それは、日本の未来をつくること。



経済産業省
資源エネルギー庁

目 次



▶ FIT・FIP制度の支援を受けようとする皆様へ	2
▶ 日本のエネルギーの現状と再生可能エネルギー	3
▶ 再生可能エネルギー FIT制度・FIP制度の概要	4
▶ 再生可能エネルギーの導入状況	8
▶ 2025年度以降の調達価格/基準価格と調達期間/交付期間	9
▶ 2025年度以降のFIT/FIP・入札制度の対象	11
▶ 屋根設置太陽光発電の初期投資支援スキーム	12
▶ 再生可能エネルギー発電事業実施の流れ	13
(太陽光発電の場合)	
▶ 再生可能エネルギー発電事業実施の流れ	15
(風力、中小水力、地熱、バイオマスの場合)	
▶ 事業計画認定の手続方法	17
▶ 事業計画の認定について	18
▶ 地域活用要件について	19
▶ 認定後の注意事項	21
▶ 事業計画の変更について	23
▶ 2025年度の入札の概要とスケジュール	25
▶ 発電設備の保安に関する法令について	27
▶ 定期報告について	28
▶ 説明会及び事前周知措置	29
▶ 認定事業者の義務/パネルの増設・更新の特例等	32
▶ よくある質問	33



FIT・FIP制度の支援を受けようとする皆様へ

FIT・FIP制度は再生可能エネルギーの導入促進を目指し、2012年度に導入された制度です。FIT・FIP制度により、制度導入前は電源構成比にして10%に満たなかった再生可能エネルギーは、2023年度時点で約23%にまで拡大しました。

他方、再エネの急速な拡大に伴い、FIT・FIP制度を支える国民負担の増大や、地域とトラブルになる再エネの増加が課題となっています。また、認定を取得したにも関わらず、長期間にわたって運転を開始していない、いわゆる「未稼働案件」の課題も存在します。

こうした課題に対応するため、資源エネルギー庁では、再エネ特措法を改正し、入札制度、認定失効制度、説明会制度等の導入により国民負担の低減や事業規律の強化を図ってまいりました。上記のような課題が顕在化している中で、地域との共生と国民負担の抑制を図りつつ再エネ導入を図っていくためには、引き続き再エネ特措法を厳格に運用していく必要があります。

この「FIT・FIP制度ガイドブック」は、FIT・FIP制度の支援を受けようとする皆様に、制度の理解を促すことを目的に作成しています。FIT・FIP制度の支援を受けようとする皆様におかれましては、このガイドブックをご覧になった後、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」及びその下位法令並びに資源エネルギー庁が公開している各種ガイドラインをぜひご熟読いただき、法令に従った事業の実施をお願い申し上げます。

法令・各種ガイドラインについては、こちらをチェック

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_legal.html



日本のエネルギーの現状と再生可能エネルギー

再生可能エネルギーの3つのベネフィット

日本のエネルギー 自給率をアップ

太陽、風、水、地熱、森林といった日本にある自然のチカラを効率的に電気へ。エネルギー自給率の向上につながります。

日本の技術を活かし 新たな産業を創出

新しい発電技術を開発して、国際競争力を高めるだけでなく、最新の発電施設を建設することで、新たな産業を広げていけます。

CO₂排出が少なく 地球にやさしい

化石燃料を使う場合と比べると、環境への影響を最小限に抑えることができ、地球全体の環境問題の解決につながります。

再生可能エネルギーの目指すべき方向性

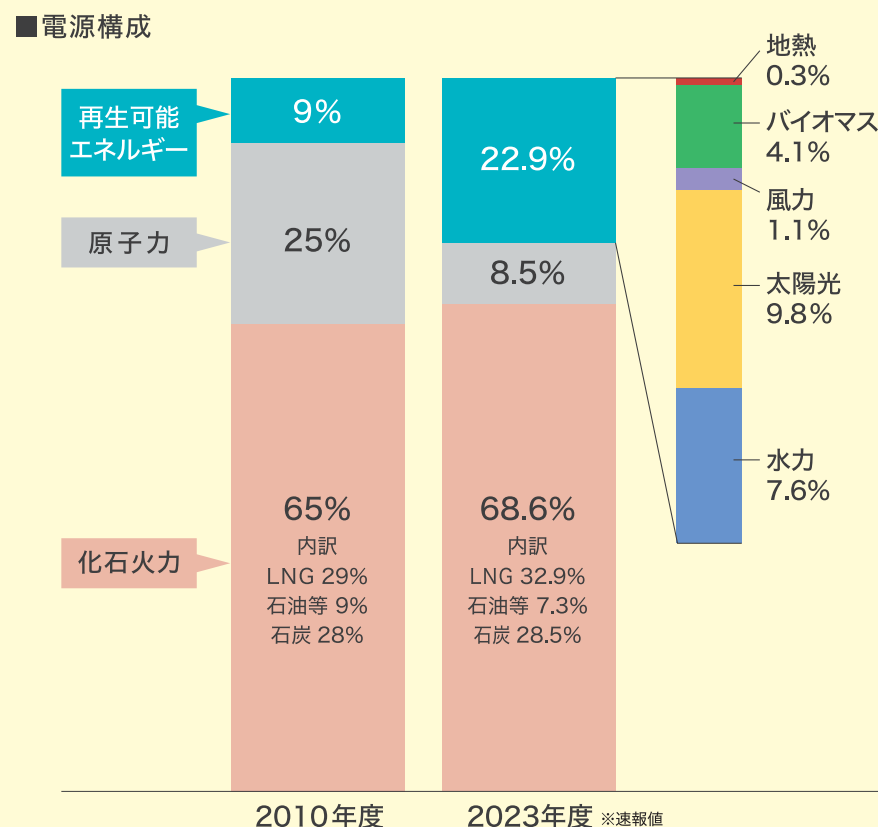
「地域と共生した再生可能エネルギーの最大限の導入を促す」

世界的には、発電コストが急速に低減し、他の電源と比べてもコスト競争力のある電源となっており、導入量が急増しています。政府が2025年2月に閣議決定した「第7次エネルギー基本計画」では、地域と共生する形での適地確保、事業規律の強化、コスト低減・市場への統合、系統制約の克服、技術開発の推進などを進め、最大限の導入を促していくという方向性が示されています。

エネルギーミックスの実現

更なる再生可能エネルギー 導入を目指す

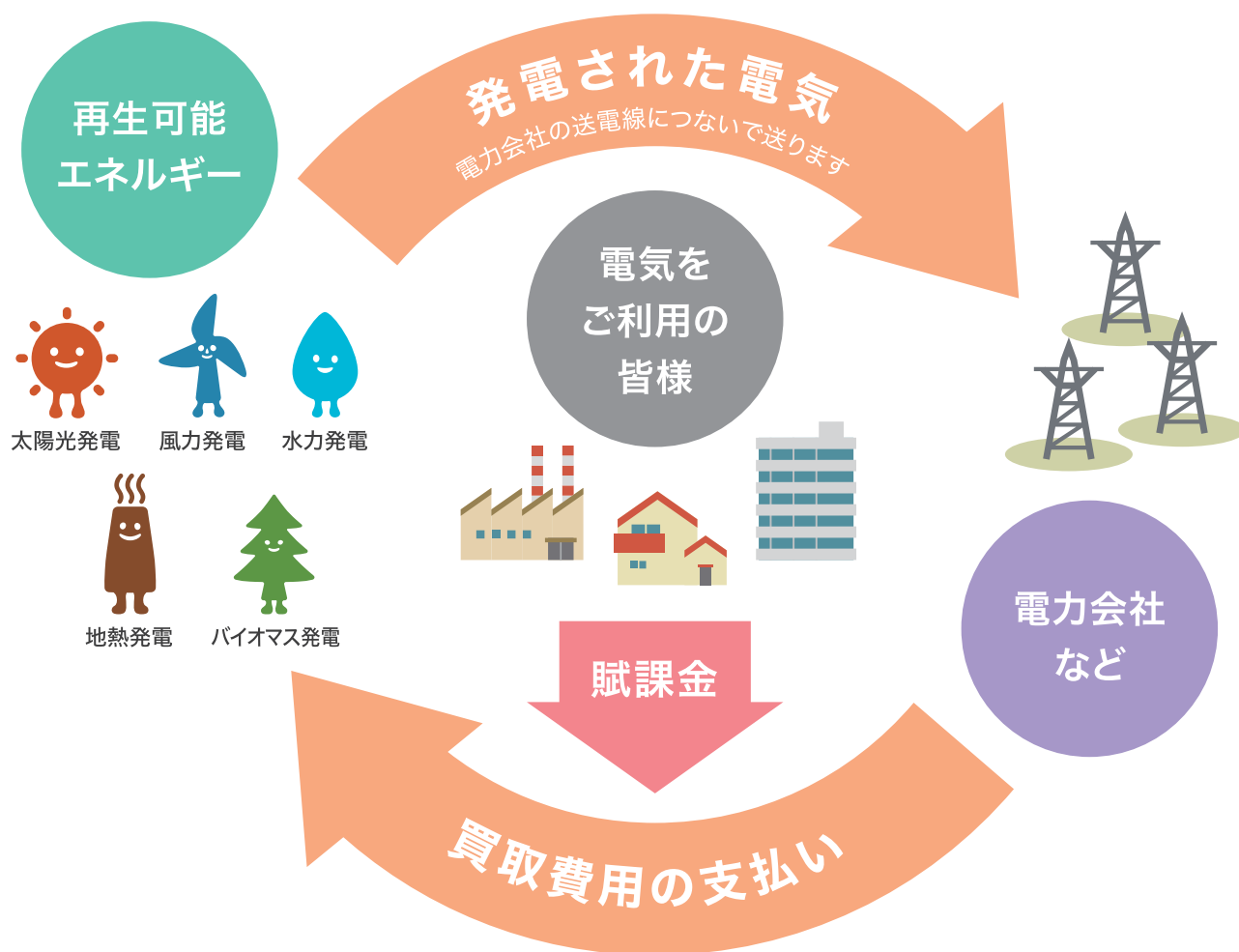
経済産業省では、新たな2040年度におけるエネルギー需給の見通し(エネルギーミックス)において、再生可能エネルギーの比率を4～5割程度としています。S+3Eを大前提に、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら最大限の導入を促していきます。



再生可能エネルギー FIT制度・FIP制度の概要

固定価格買取制度(FIT制度)の仕組み

「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」は、再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度です。電力会社が買い取る費用の一部を電気をご利用の皆様から賦課金という形で集め、今はまだコストの高い再生可能エネルギーの導入を支えています。この制度により、発電設備の高い建設コストなども回収の見通しが立ちやすくなり、より普及が進みます。



再生可能エネルギー FIT制度・FIP制度の概要

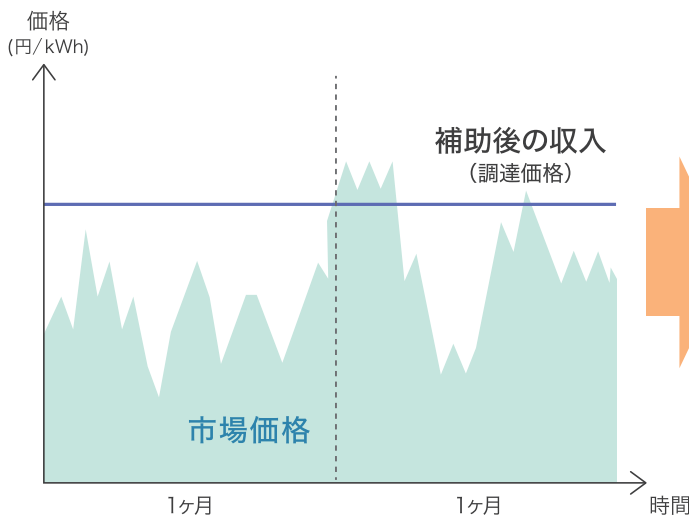
FIP (Feed-in Premium) 制度の仕組み

再生可能エネルギーの電力市場への統合を図っていくため、2022年度からFIT制度に加えて、市場連動型のFIP制度が導入されました。FIP制度の認定を受けた方は、発電した再生可能エネルギー電気を、卸電力取引市場や相対取引により自ら市場で売電することとなります。その際、あらかじめ設定された基準価格 (FIP 価格) から、参照価格 (市場取引等により期待される収入) を控除した額 (プレミアム単価) に、再エネ電気供給量を乗じた「プレミアム」が、1ヶ月毎に決定され、当該発電事業者に交付されることとなります。

FIT 制度

価格が一定で、
収入はいつ発電しても同じ

- ② 需要ピーク時 (市場価格が高い) に
供給量を増やすインセンティブなし

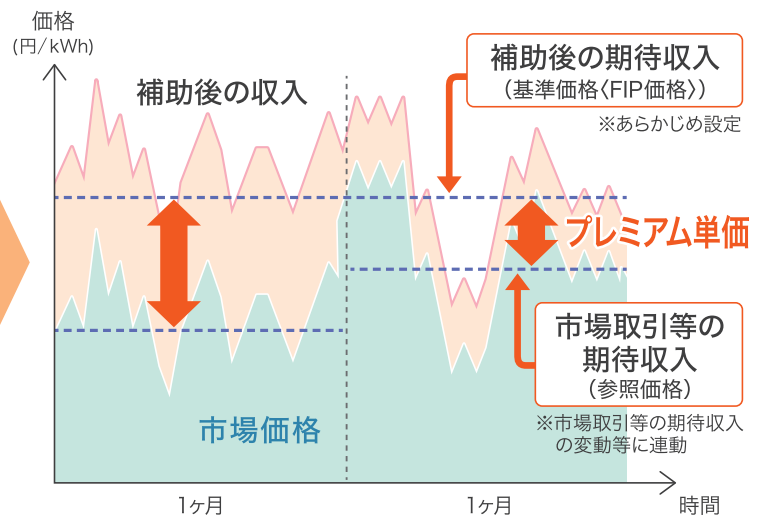


FIP 制度

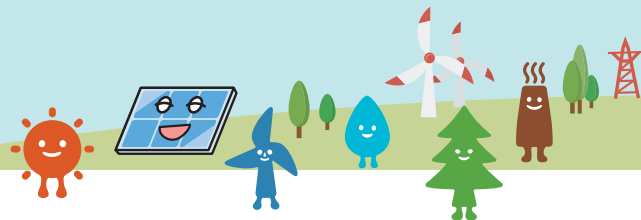
補助額 (プレミアム) が一定で、
収入は市場価格に連動

- ② 需要ピーク時 (市場価格が高い時) に
蓄電池の活用などで供給量を増やすインセンティブあり

※プレミアムは、参照価格に連動して1ヶ月ごとに更新され、
また、出力制御が発生するような時間帯の電気供給には交付されない。



$$\text{基準価格} - \text{参照価格} = \text{プレミアム単価}$$



再生可能エネルギー賦課金（再エネ賦課金）

固定価格買取制度で買い取られる再生可能エネルギー電気の買い取りに要した費用は、電気の使用量から広く集められる再エネ賦課金によってまかなわれます。

再生可能エネルギーで発電された電気は、日々使う電気の一部として供給されているため、再エネ賦課金は、毎月の電気料金とあわせていただいています。

電気ご使用量のお知らせ

いつもご利用いただきありがとうございます

エネ庁 タロウ 様

●●年 × 月分

ご契約番号 000-000000-0
ご契約種別 AAA

ご使用量	000 kWh	ご請求予定額	0,000 円
当月指示数	000	基本料金	000 円
前月指示数	000	第1 料金	000 円
差 引	000	第2 料金	000 円
		第3 料金	000 円
		燃料費調整額	0 円
		再エネ賦課金	0 円

今回の検針日 ×月●●日
次回の検針日 ×月●●日

お問い合わせ先

お引越の方 ××-××××-×××× ××-××××-××××

△○□電力株式会社
◇◎営業所

電気料金領収証

エネ庁 タロウ 様

ご契約番号 000-000000-0
ご契約種別 AAA

●●年 × 月分

領収金額 0,000 円

うち消費税等 000 円
うち再エネ賦課金等 00 円

上記金額を×月●●日
ご指定口座より
領収させていただきました。

△○□電力株式会社
◇◎営業所

お問い合わせ先

検針票サンプル

再エネ賦課金

電気料金

+

再エネ賦課金

=

月々の電力会社へのお支払い

〈再エネ賦課金の算定方法〉

再エネ賦課金

=

ご自身が使用した
電気の量 (kWh) × 賦課金単価
(賦課金単価はHP※1で
ご確認ください。)*2

※1 令和7年度の賦課金単価は、なっとく再エネHPをご確認ください。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/surcharge.html#surcharge

※2 ただし、大量の電力を消費する事業所で、国が定める要件に該当する方は、再生可能エネルギー賦課金の額が減免されます。



再エネ賦課金の流れについては、こちらの動画をチェック

<http://www.youtube.com/watch?v=HNm08ZsGUr4>



再生可能エネルギー FIT 制度・FIP 制度の概要

対象となる再生可能エネルギー

「太陽光」「風力」「水力」「地熱」「バイオマス」の5つのいずれかを使い、国が定める要件を満たす事業計画を策定し、その計画に基づいて新たに発電を始められる方が対象です。発電した電気は全量が買取対象になりますが、住宅の屋根に載せるような10kW未満の太陽光の場合やビル・工場の屋根に載せるような10～50kWの太陽光の場合は、自分で消費した後の余剰分が買取対象となります。（詳細は9ページ）

■ 各エネルギーの特徴



太陽光発電



太陽の光エネルギーを太陽電池で直接電気に換えるシステム。家庭用から大規模発電用まで導入が広がっています。

強み

- 相対的にメンテナンスが簡易。
- 非常用電源としても利用可能。

課題

- 天候により発電出力が左右される。
- 一定地域に集中すると、送配電系統の電圧上昇につながり、対策に費用が必要となる。



風力発電



風のチカラで風車を回し、その回転運動を発電機に伝えて電気を起こします。陸上に設置されるものから洋上に設置されるものまであります。

強み

- 大規模に開発した場合、コストが火力、水力並みに抑えられる。
- 風さえあれば、昼夜を問わず発電できる。

課題

- 広い土地の確保が必要。
- 風況の良い適地が北海道と東北などに集中しているため、広域での連系についても検討が必要。



水力発電



水力発電は河川などの高低差を活用して水を落下させ、その際のエネルギーで水車を回して発電します。現在では農業用水路や上水道施設などでも発電できる中小規模のタイプが利用されています。

強み

- 安定して長期間の運転が可能で信頼性が高い。
- 中小規模タイプは分散型電源としてのポテンシャルが高く、多くの未開発地点が残っている。

課題

- 中小規模タイプは相対的にコストが高い。
- 事前の調査に時間を要し、水利権や関係者との調整も必要。



地熱発電



地下に蓄えられた地熱エネルギーを蒸気や熱水などで取り出し、タービンを回して発電します。使用した蒸気は水にして、還元井で地中深くに戻されます。日本は火山国で、世界第3位の豊富な資源があります。

強み

- 出力が安定しており、大規模開発が可能。
- 昼夜を問わず24時間稼働。

課題

- 開発期間が10年程度と長く、開発費用も高額。
- 温泉、公園施設などと開発地域が重なるため、地元との調整が必要。



バイオマス発電



動植物などの生物資源（バイオマス）をエネルギー源にして発電します。木質バイオマス、農作物残さ、食品廃棄物など様々な資源をエネルギーに変換します。

強み

- 資源の有効活用で廃棄物の削減に貢献。
- 天候などに左右されにくい。

課題

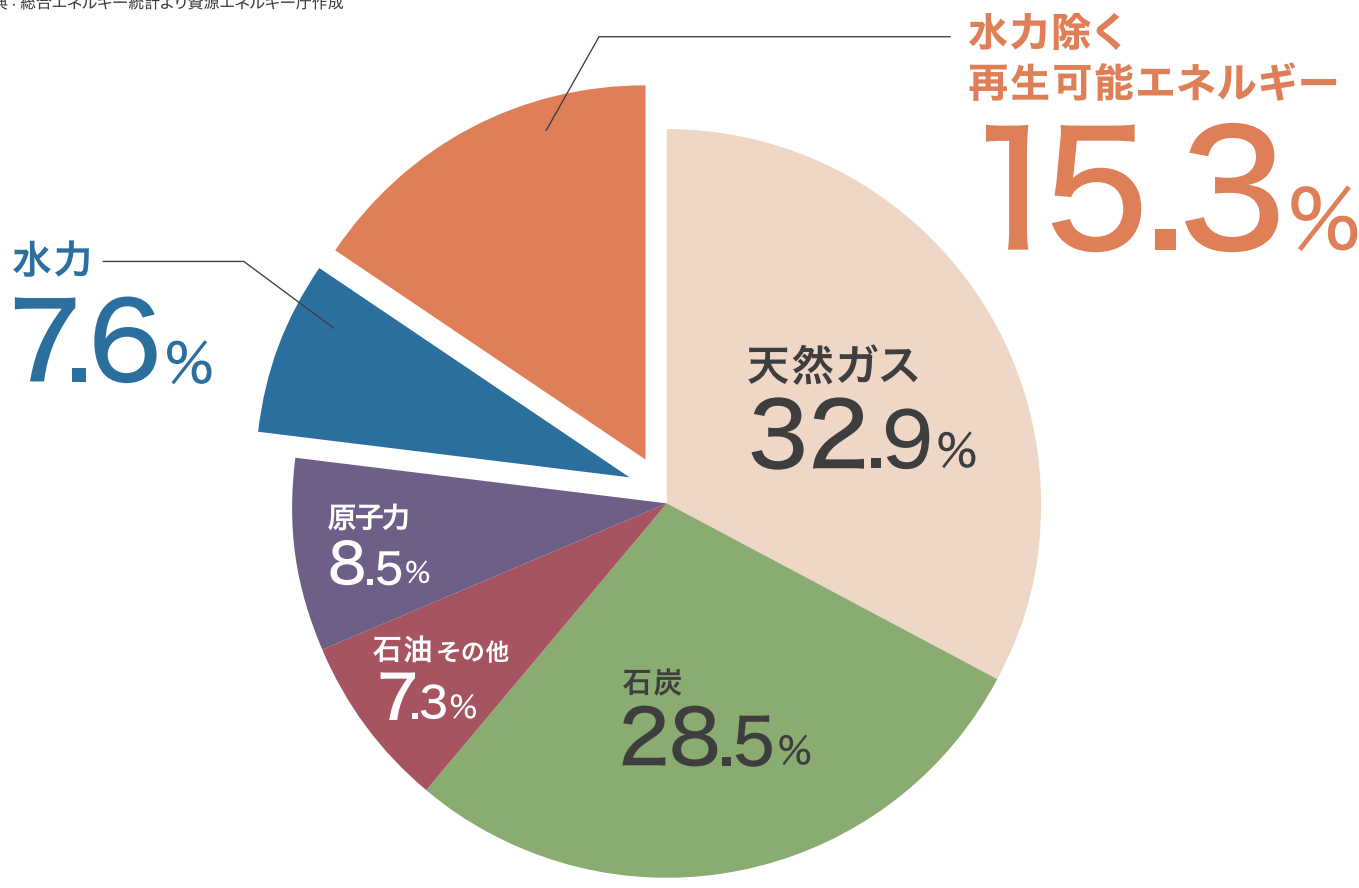
- 原料の安定供給の確保や、原料の収集、運搬、管理にコストがかかる。

再生可能エネルギーの導入状況

2023年度の発電電力量のうち、再生可能エネルギーが占める割合は、約22.9%です。
水力を除く再生可能エネルギーが発電電力量に占める割合は、2.2% (2010年度) から15.3% (2023年度) に増加しました。

■我が国の発電電力量の構成 (2023年度速報値)

出典：総合エネルギー統計より資源エネルギー庁作成



■固定価格買取制度の開始により、各電源で設備の導入が進みました。

再生可能エネルギー

	2010年度	2023年度
再エネの 電源構成比率 発電電力量：億kWh	9.5% (1,091 億kWh)	22.9% (2,253 億kWh)
太陽光	0.3% 35 億kWh	9.8% 965 億kWh
風 力	0.3% 40 億kWh	1.1% 105 億kWh
地 熱	0.2% 26 億kWh	0.3% 34 億kWh
水 力	7.3% 838 億kWh	7.6% 748 億kWh
バイオマス	1.3% 152 億kWh	4.1% 401 億kWh

出典：2023年度数値は令和5年度(2023年度)エネルギー需給実績(速報)より引用

2025年度以降の調達価格/基準価格と調達期間/交付期間

■ 価格目標／卸電力取引市場価格＋環境価格

電 源	区 分	1kWhあたり調達価格 / 基準価格※1				※2 調達期間 / 交付期間
		2024年度	2025年度(4月～9月)	2025年度(10月～3月)	2026年度	
太陽光	入札制度適用区分	入札制度により 決定※4 (第20回9.2円/第21回9.13円/ 第22回9.05円/第23回8.98円)	入札制度により 決定 (第24回8.90円/第25回8.83円/ 第26回8.75円/第27回8.68円)		入札制度により 決定	20年間
	50kW以上(地上設置)(入札制度対象外)	9.2円	8.9円		8.6円	
	10kW以上 50kW未満(地上設置)※3	10円			9.9円	
	50kW以上(屋根設置)	12円	11.5円	19円(～5年)	8.3円(6～20年)※5	
	10kW以上 50kW未満(屋根設置)※3	12円	11.5円	19円(～5年)	8.3円(6～20年)※5	
	10kW未満	16円	15円	24円(～4年)	8.3円(5～10年)※5	10年間
電 源	区 分	1kWhあたり調達価格 / 基準価格※1				※2 調達期間 / 交付期間
		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	
風 力	陸上風力(50kW以上)	入札制度により 決定※8 (第4回14円)	入札制度により 決定 (第5回13円)	入札制度により 決定 (12円)	入札制度により 決定 (11.8円)	20年間
	陸上風力(50kW未満)※6	14円	13円	12円	11.8円	
	陸上風力(リプレース)※7	12円		—	—	
	着床式洋上風力	入札制度により 決定 (24円)	入札制度により 決定 (事前非公表)	入札制度により 決定	—	
	浮体式洋上風力	36円				
電 源	区 分	1kWhあたり調達価格 / 基準価格※1				※2 調達期間 / 交付期間
		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	
水 力	5,000kW以上 30,000kW未満	16円			—	20年間
	1,000kW以上 5,000kW未満	27円	23円		—	
	200kW以上 1,000kW未満※7	29円			—	
	200kW未満※7	34円			—	
水 力※9 既設導水路 活用型	5,000kW以上 30,000kW未満	9円			—	20年間
	1,000kW以上 5,000kW未満	15円	14円		—	
	200kW以上 1,000kW未満※7	21円			—	
	200kW未満※7	25円			—	

※1 FIT制度は調達価格、FIP制度(入札制度適用区分を除く)は基準価格、入札制度適用区分は上限価格。

なお、2024年度以降の調達価格については、FIT認定事業者が課税事業者の場合には当該価格に消費税を加えた額とし、FIT認定事業者が免税事業者の場合には当該価格に消費税を含むものとする。
(2023年度までは、当該価格に消費税を加えた額が調達価格(太陽光10kW未満を除く))

また、2024年度以降の調達価格・基準価格(同年度以降に新規認定を取得した案件に限る)について、最大受電電力が10kW以上の場合には、当該価格に発電側課金相当額を加えた額とする。

※2 FIT制度であれば調達期間、FIP制度であれば交付期間。

※3 10kW以上50kW未満の事業用太陽光発電のFIT新規認定には、自家消費型の地域活用要件を設定する。ただし、営農型太陽光は、3年を超える農地転用許可が認められる案件は、自家消費を行わない案件であっても、災害時の活用が可能であればFIT制度の新規認定対象とする。

※4 入札制度適用対象は、250kW以上。ただし、屋根設置区分は入札制度の適用対象としない。

※5 事業用太陽光(屋根設置)・住宅用太陽光の2026年度の調達価格・基準価格については2025年度下半期にも適用。国民負担には中立的な形で、投資回収の早期化を図る価格設定(初期投資支援スキーム)を採用。

※6 FIT新規認定には、地域活用要件を設定する(ただし、沖縄地域・離島等供給エリアは除く)。

調達価格/基準価格や調達期間/交付期間は、各電源ごとに、事業が効率的に行われた場合、通常必要となるコストを基礎に、価格目標や適正な利潤などを勘案して定められます。具体的には、中立的な調達価格等算定委員会の意見を尊重し、経済産業大臣が決定します。

■ 価格目標 / 卸電力取引市場価格 + 環境価格

電 源	区 分		1kWhあたり調達価格 / 基準価格 ※ ¹			※ ² 調達期間 / 交付期間	
			2024年度	2025年度	2026年度		
地 熱	新 設	1,000kW未満 ※ ⁷		40円			15年間
		1,000kW以上 15,000kW未満		40円		出力に応じて ※ ¹⁰ 価格が連続的に変化	
		15,000kW以上 30,000kW未満		26円			
		30,000kW以上		26円			
	全設備 更新型	1,000kW未満 ※ ⁷		30円			
		1,000kW以上 15,000kW未満		30円		出力に応じて ※ ¹⁰ 価格が連続的に変化	
		15,000kW以上 30,000kW未満		20円			
		30,000kW以上		20円			
	地下設備 流用型	1,000kW未満 ※ ⁷		19円			
		1,000kW以上 15,000kW未満		19円		出力に応じて ※ ¹⁰ 価格が連続的に変化	
		15,000kW以上 30,000kW未満		12円			
		30,000kW以上		12円			
電 源	区 分		1kWhあたり調達価格 / 基準価格 ※ ¹			※ ² 調達期間 / 交付期間	
			2024年度	2025年度	2026年度		
※ ¹¹ バイオ マス	メタン発酵ガス(バイオマス由来) ※ ¹²		下水汚泥・家畜糞尿・食品残さ由来のメタンガス		35円		20年間
	間伐材等由来の 木質バイオマス	2,000kW以上	間伐材、 主伐材 ※ ¹³	32円			
		2,000kW未満 ※ ¹²		40円			
	一般木質バイオマス・ 農産物の収穫に 伴って生じる バイオマス固体燃料	10,000kW以上 (入札制度適用区分)	製材端材、 輸入材 ※ ¹³ 、 剪定枝 ※ ¹⁴ 、 パーム椰子殻、 パームトランク等 ※ ¹⁵	入札制度により 決定 (第7回17.8円)	入札制度により 決定 (第8回事前非公表)	—	
		10,000kW未満 ※ ¹²		24円			
	農産物の収穫に伴って生じる バイオマス液体燃料 (入札制度適用区分)		パーム油、 カシューナッツ殻油	入札制度により 決定 (第7回17.8円)	入札制度により 決定 (第8回事前非公表)	—	
	建設資材廃棄物 ※ ¹²		建設資材廃棄物(リサイクル木材)、 その他木材		13円		
	一般廃棄物その他バイオマス ※ ¹²		剪定枝 ※ ¹⁴ ・木くず、紙、 食品残さ、廃食用油、黒液		17円		

※7 FIT新規認定(1,000kW未満)には、地域活用要件を設定する(ただし、沖縄地域・離島等供給エリアは除く)。

※8 第5回入札において応札容量が1.2GWを超えた場合は同年度内に追加入札を実施。

その際の上限価格は、第5回入札の加重平均落札価格又は2026年度入札の上限価格(12円)のいずれか高い額(事前公表)とする。

※9 既に設置している導水路を活用して、電気設備と水圧鉄管を更新するもの。

※10 1,000kW未満の調達価格・基準価格をa円/kWh、30,000kW以上の基準価格をb円/kWhとすると、出力xkWの際の価格は右記の式で算出。(小数点第3位以下は切り捨て)

$$\text{基準価格(円/kWh)} = \frac{b-a}{29,000} \times x + a - \frac{1,000(b-a)}{29,000}$$

※11 主産物・副産物を原料とするメタン発酵バイオガス発電は、当該主産物・副産物が直接燃焼する場合に該当する区分において取り扱う。

石炭(ごみ処理焼却施設で混焼されるコークス以外)との混焼を行うものは、2019年度(一般廃棄物その他バイオマスは2021年度)からFIT/FIP制度の新規認定対象とならない。

また、2018年度以前(一般廃棄物その他バイオマスは2020年度以前)に既に認定を受けた案件が容量市場の適用を受ける場合はFIT/FIP制度の対象から外す。ただし、2018年度以前(一般廃棄物その他バイオマスは2020年度以前)に既に認定を受けた案件のFIP制度への移行は認める。

※12 FIT新規認定(2024年度は2,000kW未満、2025年度は1,000kW未満(廃棄物の焼却施設に設置されるものは2,000kW未満))には、地域活用要件を設定する(ただし、沖縄地域・離島等供給エリアは除く)。

※13 「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」(林野庁)に基づく由来の証明のないものについては、建設資材廃棄物として取り扱う。

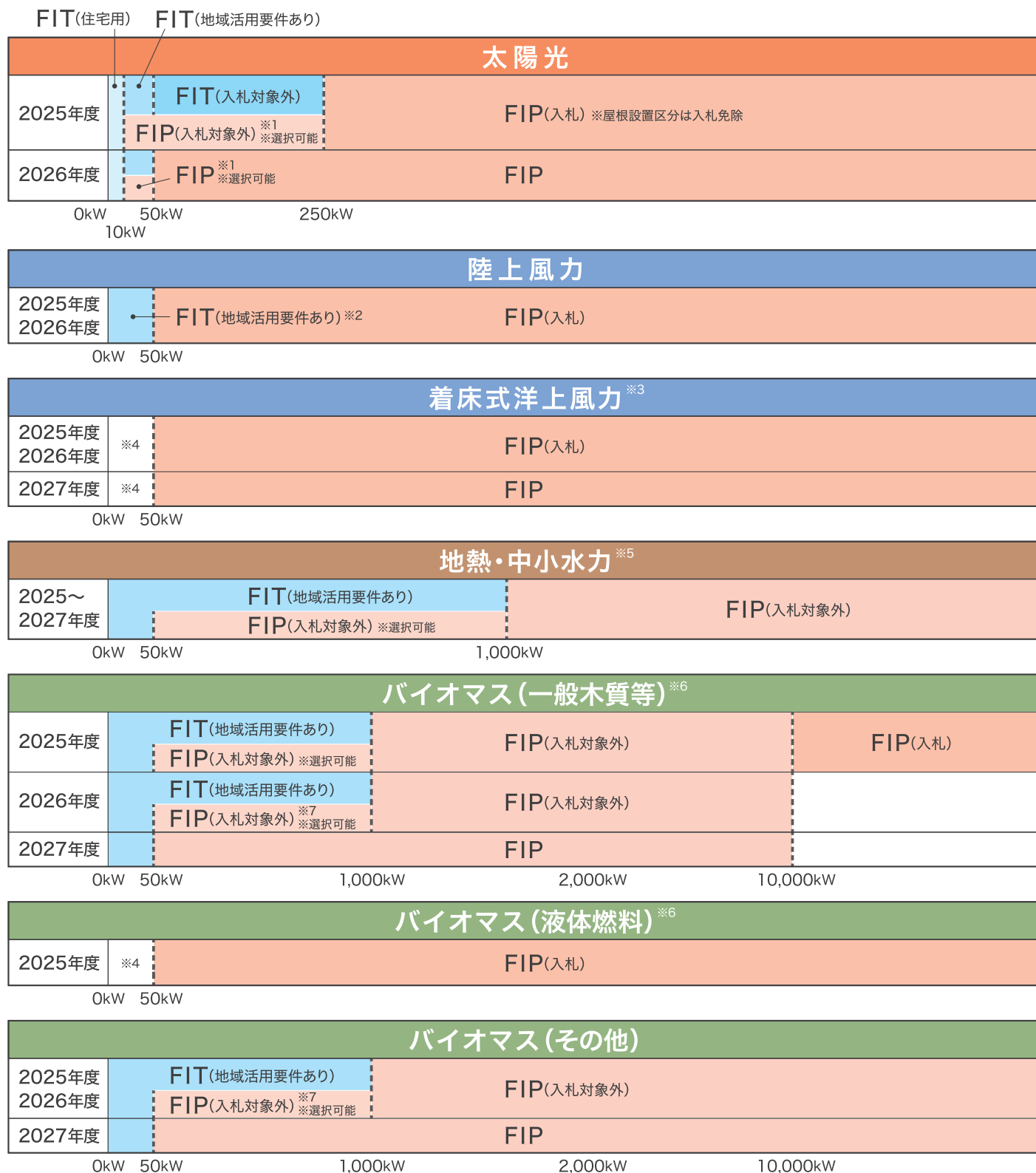
※14 一般廃棄物・産業廃棄物に該当せず、「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」(林野庁)に基づく由来の証明が可能な剪定枝については、一般木質バイオマスとして取り扱う。

※15 2023年4月より、新規燃料として、EFB(パーム椰子果実房)、ココナッツ殻、カシューナッツ殻、くるみ殻、アーモンド殻、ピスタチオ殻、ひまわり種殻、コーンストローベレット、ベンコワン(葛芋)種子、サトウキビ茎葉、ピーナッツ殻を「農産物の収穫に伴って生じる固体燃料」として対象に追加する。

2025年度以降のFIT/FIP・入札制度の対象

2025年度のFIT/FIP・入札制度の対象については、調達価格等算定委員会「令和7年度以降の調達価格等に関する意見」において、以下の内容が取りまとめられています。

一定規模以上の新規認定はFIP制度のみ認められます。なお、既にFIT認定を受けている事業も、一定規模以上は事業者が希望すればFIP制度に移行することが可能です。



※1 事業用太陽光は、一定の条件を満たす場合には50kW未満であってもFIP制度が認められる。

※2 リプレースは入札対象外。特に1,000kW未満は、FIT/FIPが選択可能。 ※3 浮体式洋上風力については、FIT/FIPが選択可能。

※4 出力50kW未満はFIT対象外。 ※5 地熱・中小水力発電のリプレースは新設と同様の取扱い。

※6 一般木質等(10,000kW以上)及び液体燃料(全規模)は、2026年度以降、FIT/FIP制度の支援の対象外。

※7 バイオマス発電(液体燃料を除く)のうち、廃棄物の焼却施設に設置されるものについては、50kW以上2,000kW未満の範囲においてFIT(地域活用要件あり)かFIP(入札対象外)を選択可能。

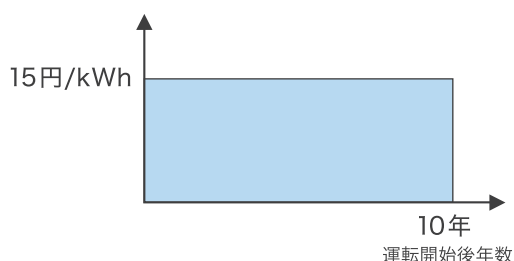
※ 沖縄地域・離島等供給エリアは地域活用要件なしでFITを選択可能。

屋根設置太陽光発電の初期投資支援スキーム

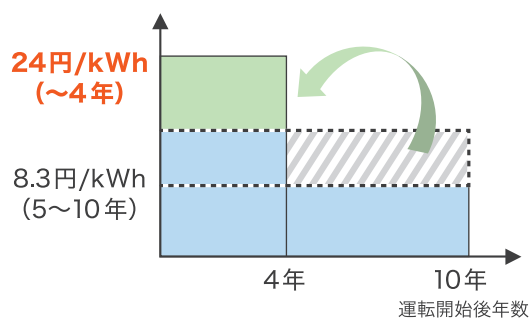
- 今後の太陽光発電の導入拡大には、比較的地域共生がしやすく、自家消費型で導入されることで系統負荷の小さい、屋根設置太陽光発電のポテンシャルを更に積極的に活用することが重要です。
- こうした電源の導入を加速するため、国民負担が増えない範囲の中で、**2025年度下期（10月～3月）認定分**から、調達価格/基準価格を、**住宅用太陽光は初期の4年間で従来比6割増の24円/kWhに、事業用太陽光（屋根設置）は初期の5年間で従来比7割増の19円/kWhに設定し、発電事業者が早期に投資回収できるようにします。**

※従来：2025年度上期認定分の調達価格/基準価格

住宅用太陽光（2025年度上期 認定）



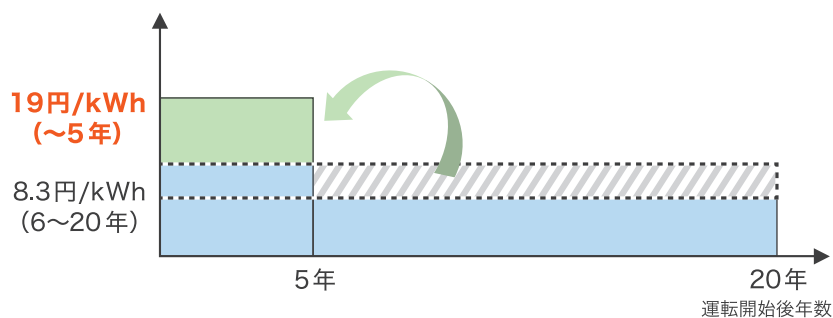
住宅用太陽光（2025年度下期 認定）



事業用太陽光・屋根設置（2025年度上期 認定）

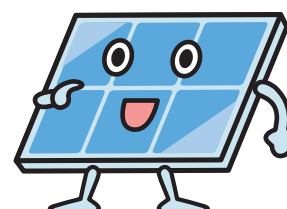


事業用太陽光・屋根設置（2025年度下期 認定）



※棒グラフの大きさはイメージ。

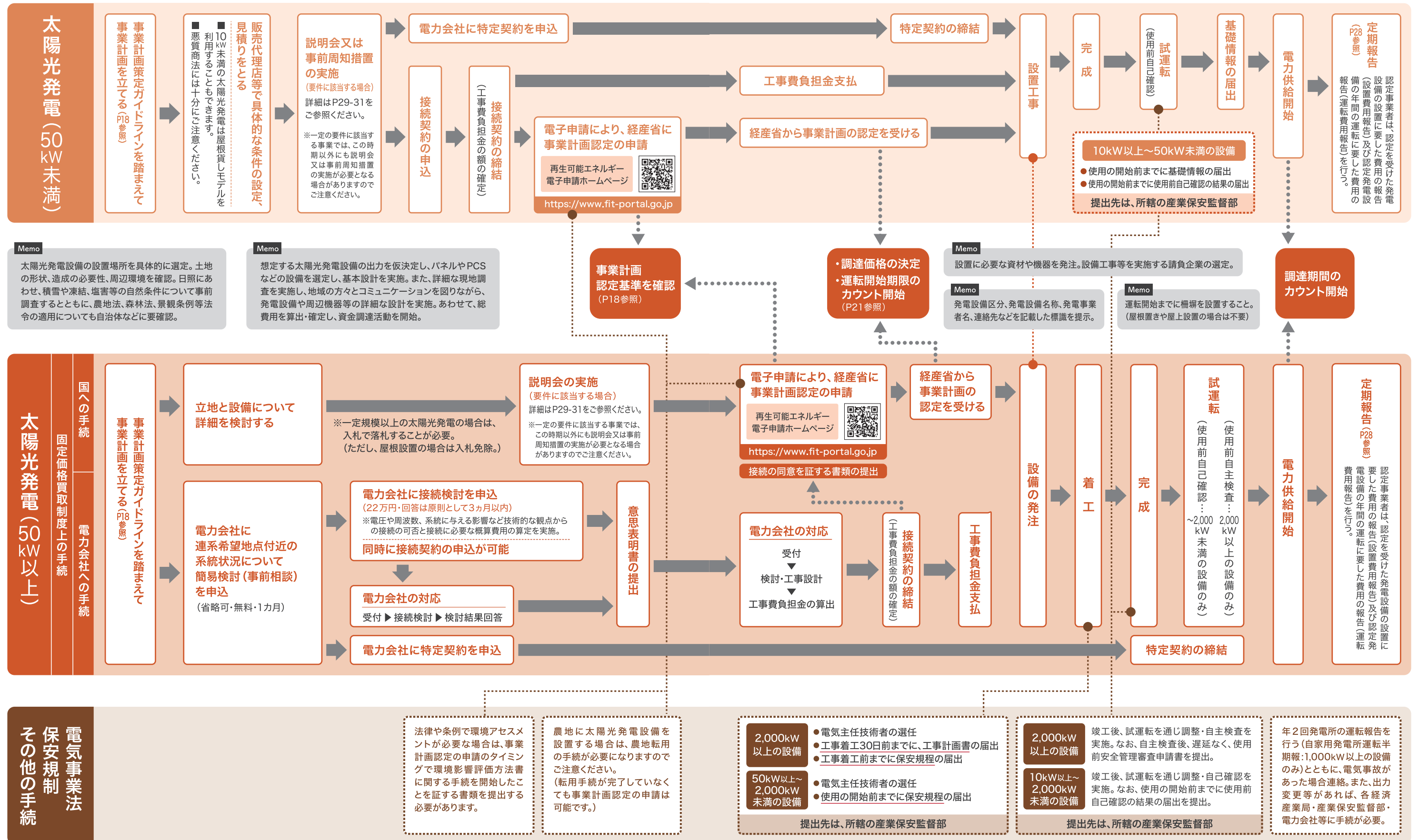
※FIT/FIP 価格や FIT/FIP 期間は認定年度によって変わり得る。



再生可能エネルギー発電事業実施の流れ

太陽光発電の場合

設置の検討から電力供給開始まで様々な作業や手続があり、国からの事業計画認定に当たっては、あらかじめ電力会社から系統接続について同意を得る必要があります。以下は、個別のケースに応じて順番が前後することもありますので、あくまでモデルケースとしてご紹介します。



風力、中小水力、地熱、バイオマスの場合

風力、中小水力、地熱、バイオマス

国への手続

※50kW以上の陸上風力発電、着床式洋上風力発電（再エネ海域利用法適用外）、バイオマス発電で燃料が一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス固体燃料の10,000kW以上及び農産物の収穫に伴って生じるバイオマス液体燃料の場合は、入札で落札することが必要。

事業計画策定ガイドラインを踏まえて
事業計画を立てる（P18参照）

立地と設備について詳細を検討する

説明会又は事前周知措置の実施
（要件に該当する場合）
詳細はP29-31をご参照ください。
※一定の要件に該当する事業では、この時期以外にも説明会又は事前周知措置の実施が必要となる場合がありますのでご注意ください。

電子申請により、経産省に事業計画認定の申請
再生可能エネルギー電子申請ホームページ
<https://www.fit-portal.go.jp>
接続の同意を証する書類の提出

事業計画認定基準を確認（P18参照）

経産省から事業計画の認定を受ける

・調達価格の決定
・運転開始期限のカウント開始（P21参照）

Memo
設置に必要な資材や機器を発注。設備工事等を実施する請負企業の選定。

Memo
発電設備区分、発電設備名称、発電事業者名、連絡先などを記載した標識を提示。

Memo
運転開始までに柵欄を設置すること。

調達期間のカウント開始

設備の発注

着工

完成

試運転

電力供給開始

定期報告（P28参照）
認定事業者は、認定を受けた発電設備の設置に要した費用の報告（設置費用報告）及び認定発電設備の年間の運転に要した費用の報告（運転費用報告）を行う。

電力会社への手続

電力会社に連系希望地点付近の系統状況について簡易検討（事前相談）を申込（省略可・無料・1カ月）

電力会社に接続検討を申込（22万円・回答は原則として3カ月以内）
※電圧や周波数、系統に与える影響など技術的な観点からの接続の可否と接続に必要な概算費用の算定を実施。
同時に接続契約の申込が可能

電力会社の対応
受付 → 接続検討 → 検討結果回答

意思表明書の提出

電力会社の対応
受付 → 検討・工事設計 → 工事費負担金の算出

接続契約の締結（工事費負担金の額の確定）

工事費負担金支払

特定契約の締結

電力会社に特定契約を申込

50,000kW以上の風力などのように、法律や条例で環境アセスメントが必要な場合は、事業計画認定の申請のタイミングで環境影響評価方法書に関する手続を開始したことを証する書類を提出する必要があります。

木質バイオマス発電のうち、未利用間伐材等国内材を使用燃料とする場合については、燃料となる木材が安定的に供給されること、既存の用途への影響が少ないことなどを確認するため、事業計画認定申請を行う段階において、都道府県林政部局（国有林の場合は、森林管理局等）への事前説明を行ってください。なお、事業計画認定の審査に当たっては、必要に応じて林野庁にてヒアリングが実施されます。

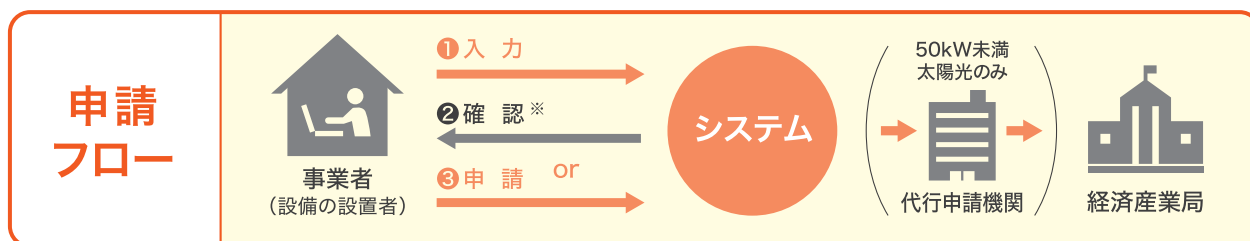
一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマスのうち、輸入材を使用燃料とする場合については、
①原産国における燃料調達事業者等との契約書等
②持続可能性（合法性）やライフサイクルGHGに関する国際的な第三者認証の証明（木材であればFSC認証、SBP認証等、農産物の収穫に伴って生じるバイオマスであれば、RSPO2013、RSPO2018、RSB、GGL、ISCC Japan FIT または MSPO Part4）などが必要です。
※燃料の安定調達に関する事項の詳細については、事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）をご覧ください。

20kW未満の風力発電設備については使用前自己確認の結果と基礎情報の届出が必要になるため、所轄の産業保安監督部にお問い合わせください。

電気事業法に基づく主任技術者の選任、保安規程の届出及び工事計画の届出、検査等については各電源ごとに異なるため、所轄の産業保安監督部にお問い合わせください。

年2回発電所の運転報告を行う（自家発電所運転半期報：1,000kW以上の設備のみ）とともに、電気事故があった場合連絡。また、出力変更等があれば、各経済産業局・産業保安監督部・電力会社等に手続が必要。

事業計画認定の手法方法



※50kW未満太陽光については、事業者からの委任を受けた工務店や販売会社等の登録者が各種申請手続を行った際に、事業者へ申請手続があったことをお知らせするメールが送信されます。事業者は申請内容を確認の上、「承諾」又は「拒否」をシステムを通じて行います。「承諾」することにより、申請が完了し、審査に入ることになります。そのため、事業者のメールアドレスの登録は必須です。

※説明会の開催が必要となる場合については、事前に仮登録を行う必要があります。詳細はP31をご確認ください。

電子申請を行います

50kW未満太陽光発電の場合

事業計画認定

- STEP 1** 右記ホームページにアクセスし、申請書の作成をお願いいたします。記載内容に不備があると、認定までの期間が長くなります。必ず記載内容をご確認の上、申請してください。

再生可能エネルギー電子申請ホームページ

<https://www.fit-portal.go.jp>



- STEP 2** 認定されると、メールで通知が届きます。

- STEP 3** メールを確認後、認定通知書をダウンロードしてください。

太陽光（50kW以上）、風力、水力（3万kW未満）、地熱発電、バイオマス発電

事業計画認定

- STEP 0** 電子申請の利用にあたっては、事前に**GビズID**※のプライムまたはメンバーのアカウントを取得してください。

- STEP 1** 右記ホームページにアクセスし、申請書の作成をお願いいたします。記載内容に不備があると、認定までの期間が長くなります。必ず記載内容をご確認の上、申請してください。

再生可能エネルギー電子申請ホームページ

<https://www.fit-portal.go.jp>



- STEP 2** 必要事項を入力し、申請書（申請書様式のみ、添付書類は不要）をプリントアウトした後、GビズID認証を行ってください。

- STEP 3** プリントアウトした申請書等「申請書+返信用封筒（切手を貼付の上、返信先の宛名・住所を記載）」を発電設備の立地場所の都道府県を管轄する経済産業局へ送付してください。申請から認定までの期間は3ヶ月程度（バイオマス発電の場合は4ヶ月程度）です。書類に不備があった場合は、受付日が上記の処理期間の開始日とはなりませんのでご注意ください。



- STEP 4** 認定通知書が申請者に届きます。

※申請された内容に不備がある場合、システムを通じてメールにより連絡を行います。不備内容をシステムで確認し、申請内容の修正もシステムにて申請を行うことになりますので、メールアドレスの登録は必須となります。

※（参考）**GビズID**

1つのアカウントID・パスワードで、経済産業省が提供する様々な行政サービスが利用できるサービスです。アカウントは3種類あり、このうち再エネ特措法に基づく認定・届出にはGビズIDプライム又はGビズIDメンバーのアカウントが必要です。GビズIDの取得、各種詳細情報は、GビズIDのホームページ（<https://gbiz-id.go.jp/top/>）を参照ください。



電子申請システムに関するお問い合わせ窓口

- 50kWh未満太陽光発電 JPEA代行申請センター（JP-AC） ☎ 0570-03-8210（受付時間：平日9:20～17:20）
- 50kWh以上太陽光発電、風力、水力（3万kW未満）、地熱発電、バイオマス発電、FIT・FIP制度 ☎ 0570-057-333（受付時間：平日9:00～18:00）

※PHS・IP電話の場合、☎044-952-7917へおかけください。※電子申請システムに関するお問い合わせは、音声ガイダンスに従い該当する番号を入力してください。

事業計画の認定について

主な認定基準

認定を取得するためには、発電事業計画が以下のような認定基準の全てを満たしている必要があります。

関係許認可の取得	災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わる①森林法の林地開発許可、②宅地造成及び特定盛土等規制法の許可、③砂防三法(砂防法・地すべり等防止法・急傾斜地法)の許可を認定申請までに取得したこと
土地の確保	再生可能エネルギー発電設備を設置する場所について所有権その他の使用の権原を有するか、又はこれを確実に取得することができることと認められること、調達期間が終了するまでの間、同一の設置場所で発電を行う計画であること
分割禁止	特段の理由がないのに一の場所において複数の再生可能エネルギー発電設備を設置しようとするものでないこと
設備の決定	認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が決定していること
接続同意	再生可能エネルギー発電設備を電気事業者が維持し、及び運用する電線路に電氣的に接続することについて電気事業者の同意を得ていること
保守点検及び維持管理	再生可能エネルギー発電設備を適切に保守点検及び維持管理するために必要な体制を整備し、実施するものであること
設備の廃棄	再生可能エネルギー発電設備の廃棄その他の認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業を廃止する際の発電設備の取扱いに関する計画が適切であること
関係法令の遵守	関係法令(条例を含む)の規定を遵守すること

電源別事業計画策定ガイドライン

事業計画策定ガイドラインは、事業者が事業を行うにあたっての遵守事項及び推奨事項を記載したものです。遵守事項に違反した場合には、認定基準に適合しないとみなされ、再エネ特措法に基づく指導・助言、改善命令、積立命令(FIT/FIP交付金の一時停止)、認定の取消し等の措置が講じられる可能性があります。また、推奨事項についても、それを怠っていると認められる場合には、再エネ特措法に基づく指導・助言等の対象となる可能性があります。

〈ガイドライン記載事項の具体例〉

遵守事項	推奨事項
■自治体に対して計画を説明し、適用される関係法令・条例の確認を行う	■任意の説明会の開催を含め、地域住民との適切なコミュニケーションを図る
■発電事業者名、保守管理責任者名、連絡先等の情報を記載した標識を掲示する	■発電設備の稼働音等が地域住民や周辺環境に影響を与えないよう、適切な措置を講ずる
■柵堀等の設置により、第三者が構内に立ち入ることができないような措置を講じる	■民間団体が作成したガイドラインを参考にし、保守点検及び維持管理を実施する
■保守点検及び維持管理計画を策定し、これに則り保守点検及び維持管理を実施する	■FITの調達期間終了後も設備更新することで、事業を継続する
■廃棄物処理法等の関係法令を遵守し、事業終了後、可能な限り速やかに発電設備を処分する	

認定情報の公表

認定された事業計画について、下記の項目は、資源エネルギー庁ホームページにおいて公表されます。(太陽光20kW未満を除く)

公表項目

- 設備ID
- 事業者名
- 事業者の住所、電話番号及び代表者の氏名(法人の場合のみ)
- 発電設備の区分
- 発電設備の出力
- 運転開始年月
- 調達期間終了年月
- 事業用太陽光地域活用要件該当の有無
- 太陽電池の合計出力(太陽光発電設備の場合のみ)
- 発電設備の設置場所
- 新規認定日
- 廃棄費用の積立方法(太陽光発電設備の場合のみ)
- 廃棄費用の積立状況

地域活用要件について

再エネの地域における活用を促すため、以下の電源にはFIT認定基準として地域活用要件を設定します。

事業用太陽光 (10-50kW)	▶ 自家消費型の要件を設定しています。
陸上風力 地熱 中小水力 バイオマス	▶ 自家消費型・地域消費型及び地域一体型の要件を設定しています。 ▶ 地域活用要件を設定する規模 陸上風力 50kW未満 (リブレースは1,000kW未満) 地熱 1,000kW未満 中小水力 1,000kW未満 バイオマス 2,000kW未満

事業用太陽光(10-50kW)に設定される自家消費型の要件

以下の①、②の要件をすべて満たすことが必要となります。

① 当該再エネ発電設備の設置場所を含む一の需要場所において、発電電力量の少なくとも30%の自家消費等を行うこと。

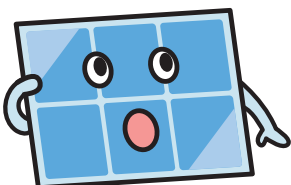
- ▶ 自家消費等が可能な配線構造となっていることに加え、自家消費等計画を策定することが必要となります。
- ▶ 買取電力量を確認し、制度上想定している自家消費比率を構造的に満たし得ないと疑われる案件については、再エネ発電事業の具体的な状況を確認した上で、認定取消し等の厳格な措置を講じます。
- ▶ 具体的な状況の確認が実施できるよう、小売電気事業者との需給契約に係る電気料金請求書等・検針票を保存するとともに、発電電力量の記録を行う必要があります。

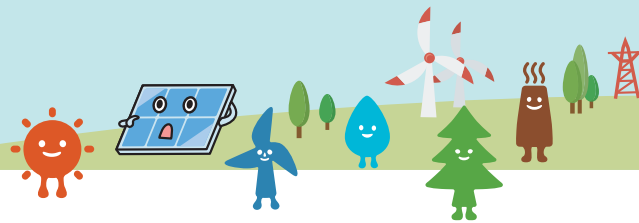
② 災害時に活用するための最低限の設備を求めるものとして、災害時のブラックスタートが可能であることを前提とした上で、給電用コンセントを有し、当該給電用コンセントの災害時の利活用が可能であること。

- ▶ 少なくとも10kW相当分のPCSに自立運転機能を具備させ、1.5kWの自立運転出力を確保する必要があります。

※営農型太陽光発電であり、農地に立てる支柱に係る農地転用許可の期間が3年を超えるものについては、②の要件のみ満たせば、FIT認定の対象となります。この場合、FIT認定後、3年以内に農地転用許可を得る必要があります。

※集合住宅の屋根に設置する10-20kWの太陽光発電については、配線図等から自家消費を行う構造が確認できれば、少なくとも30%の自家消費を実施しているもの(①の要件を満たしているもの)として取り扱います。ただし、自家消費を実施することは継続して求められることにご注意ください。





陸上風力・地熱・中小水力・バイオマスに設定される地域活用要件

以下の①～⑥のいずれか1つを満たすことが必要になります。(新設・リプレースを問わない)

自家消費・地域消費型

- ① 当該事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備により発電される電気量の少なくとも3割を自家消費するもの。
すなわち、7割未満を特定契約の相手方である電気事業者に供給するもの。

- ▶ 自家消費等が可能な配線構造となっていることに加え、自家消費等計画を策定することが必要になります。
- ▶ 買取電力量を確認し、制度上想定している自家消費比率を構造的に満たし得ないと疑われる案件については、再エネ発電事業の具体的な状況を確認した上で、認定取消し等の厳格な措置を講じます。
- ▶ 具体的な状況の確認が実施できるよう、小売電気事業者との需給契約に係る電気料金請求書等・検針票を保存するとともに、記録を行う必要があります。

- ② 当該事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備による電気を再生可能エネルギー電気特定卸供給により供給し、かつ、その契約の相手方にあたる小売電気事業者または登録特定送配電事業者が、小売供給する電気量の5割以上を当該発電設備が所在する都道府県内へ供給するもの。

- ▶ 当該小売電気事業者または登録特定送配電事業者が小売供給する電気量全体のうち50%以上を発電設備が所在する都道府県内に小売供給していることが求められます。
- ▶ 当該小売電気事業者または特定登録送配電事業者の協力により、小売供給の状況がわかる書類等を提出することが求められます。

- ③ 当該事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備により産出された熱を、原則として常時利用する構造を有し、かつ、当該発電設備により発電される電気量の少なくとも1割を自家消費、すなわち、9割未満を特定契約の相手方である電気事業者に供給するもの。

- ▶ 熱を常時利用する構造を有していることを確認するため、構造図において熱(蒸気や熱水)を供給する導管を示す、ヒートバランスを示すなどが求められます。また、①と同様に発電した電気の自家消費等が可能な配線構造となっていることに加え、自家消費等計画を策定することが必要になります。
- ▶ 買取電力量を確認し、制度上想定している自家消費比率を構造的に満たし得ないと疑われる案件については、再エネ発電事業の具体的な状況を確認した上で、認定取消し等の厳格な措置を講じます。
- ▶ 具体的な状況の確認が実施できるよう、小売電気事業者との需給契約に係る電気料金請求書等・検針票を保存するとともに、発電電力量の記録を行う必要があります。

地域一体型

- ④ 当該事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備が所在する地方公共団体の名義(第三者との共同名義含む)の取り決めにおいて、当該発電設備による災害時を含む電気又は熱の当該地方公共団体への供給が、位置付けられているもの。

- ▶ 当該取り決めには発電設備に係る基本情報(発電事業者名、所在地等)が記載されており、災害時を含む電気または熱の供給先・供給方法が定められている必要があります。
- ▶ 地方公共団体の防災計画等を始め、個別の協定書など、取り決めの形式は問いません。
- ▶ 当該取り決めには、法律に基づいて当該発電設備に係る認定を地方公共団体が行うものを含みます。

- ⑤ 地方公共団体が自ら事業を実施又は直接出資するもの。

- ▶ 地方公共団体が自ら認定事業者となる場合、又は当該発電事業の認定事業者が地方公共団体から資本金、基本金その他これらに準ずるものに出資を受けている場合が当てはまります。

- ⑥ 地方公共団体が自ら事業を実施又は直接出資する小売電気事業者または登録特定送配電事業者に、当該事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備による電気を再生可能エネルギー電気特定卸供給により供給するもの。

- ▶ 再生可能エネルギー電気特定卸供給契約の相手が、地方公共団体が事業を実施している小売電気事業者若しくは登録特定送配電事業者である場合、又は地方公共団体から資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資を受けている小売電気事業者若しくは登録特定送配電事業者である場合が当てはまります。

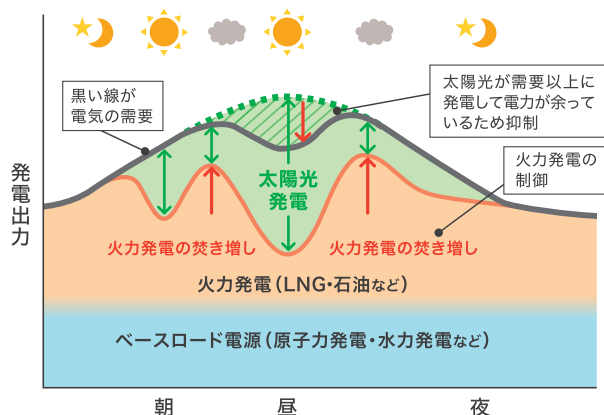
注1: 沖縄地域・離島等供給エリアは、地域活用要件を求めません。

注2: 地域活用要件を満たさなくなった場合は、別の地域活用要件への変更認定を申請頂くか、FIT制度の対象となり得る場合はFIT制度への移行認定を申請頂くか、または、認定基準違反により改善命令・認定の取消し対象となります。

注3: ⑤・⑥については地方公共団体の主体的な関与が重要です。地方公共団体が出資するにあたっては、一定の意思決定プロセスを経ているものと考えられることから、FIT認定にあたっては、当面は出資額の多寡は問いません。

認定後の注意事項

出力制御について



- ①火力（石油、ガス、石炭）の出力制御、揚水・蓄電池の活用
- ②他地域への送電（連系線）
- ③バイオマスの出力制御
- ④太陽光、風力の出力制御
- ⑤長期固定電源※（水力、原子力、地熱）の出力制御

※出力制御が技術的に困難

- 電気は常に需要と供給を一致させる必要があります。再生可能エネルギーが高出力となる場合、火力発電の出力を最低まで下げ、さらに、揚水式水力の揚水運転等により、需給バランスを調整しますが、それでもなお供給余剰となる場合、停電等を避けるため再生可能エネルギーの出力制御を行うことが必要です。
- そのため、FIT・FIP認定にあたり、出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力することが遵守事項になっております。
- 太陽光・風力発電設備については、出力の大きさに関係なく、原則すべての設備が出力制御の対象になりますが、10kW未満の太陽光設備については、当面の間、出力制御実施の対象外です。
- より効率的に出力制御を実施することを目的として、太陽光発電設備については、オンラインの発電事業者がオフライン事業者の代わりに出力制御を実施し、後に金銭的精算を行う仕組みであるオンライン代理制御が導入されております。

※過去に認定された事業者は、出力制御の日数や時間に上限がある場合がございます。

※ノンファーム型で系統に接続する事業者は、送電容量制約による出力制御を受ける可能性がございます。

■詳細は、以下をご確認ください。

出力制御について

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saieue/grid/08_syuturyokuseigyo.html



出力制御の公平性の確保に関する指針

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saieue/kaitori/dl/fit_2017/legal/guideline_denki.pdf



FIT・FIP制度よくある質問

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saieue/kaitori/fit_faqs.html



運転開始期限

各電源の開発の特性に応じて、電源毎に以下のとおり運転開始期限を設定しています。

認定日（起算日）から以下に掲げる期間（運転開始期限）を超過した場合は、超過期間分だけ調達期間が月単位で短縮されます。

太陽光

3年（認定申請時に環境影響評価法に基づく環境影響評価を行っていた場合は5年、10kW未満は1年を過ぎると認定失効）

※2016年度以前に認定を取得し、かつ、2016年7月31日以前に電力会社と接続契約を締結している10kW以上太陽光の未稼働案件については、原則、最初の系統連系工事着工申込みの受領日から1年の運転開始期限が設定されます。詳細は、右記URLをご確認ください。

太陽光発電の未稼働案件

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saieue/kaitori/fit_mikado.html



風力

4年（認定申請時に環境影響評価法に基づく環境影響評価を行っていた場合は8年）

中小水力

7年（当該設備が特定多目的ダム法に規定する多目的ダムに設置されるものであって、認定日以降に当該多目的ダムの建設に係る計画の実施が延期されたときは、当該延期された期間を加えた期間）

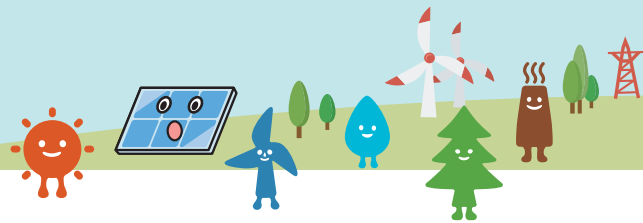
地熱

4年（認定申請時に環境影響評価法に基づく環境影響評価を行っていた場合は8年）

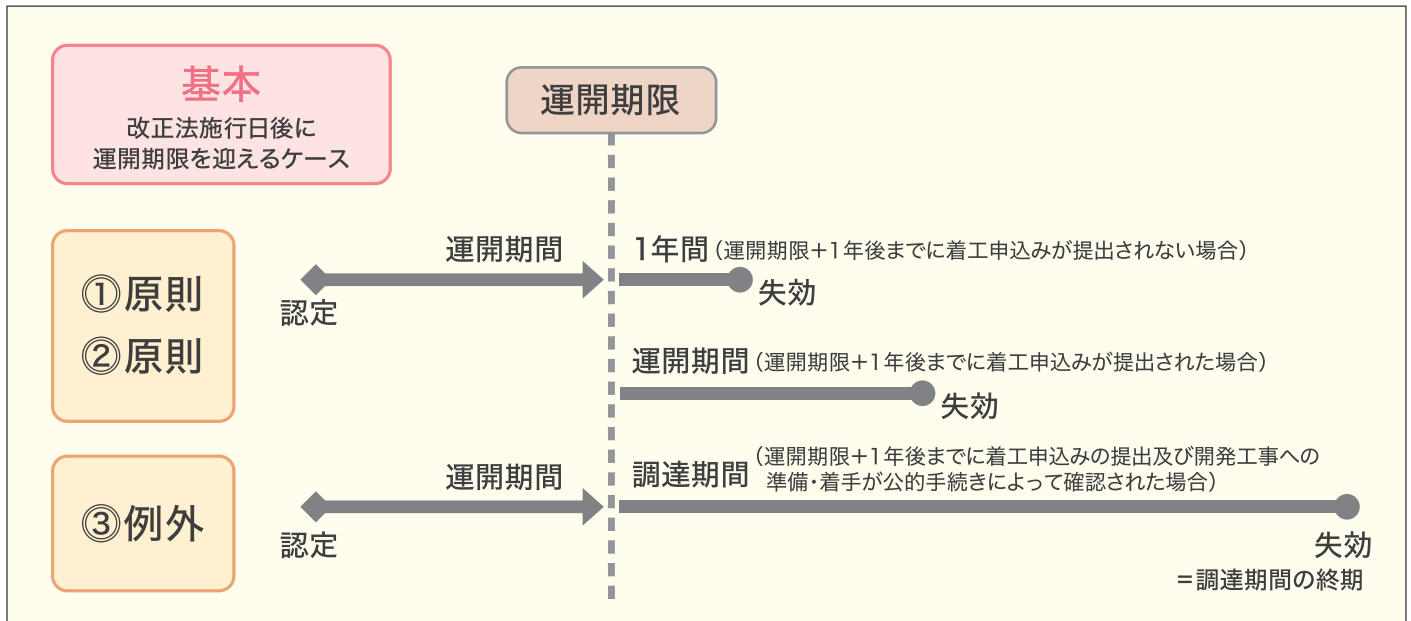
バイオマス

4年

（注）2017年度以前に認定を受けた太陽光以外の電源（風力・中小水力・地熱・バイオマス）については、運転開始期限が設けられていませんでしたが、2020年12月1日（起算日）から電源毎に上述の運転開始期限が設定されております。



失効制度

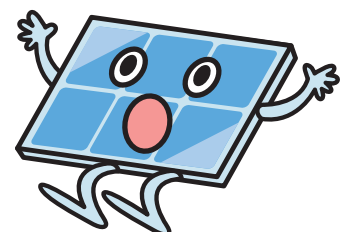


- 失効制度は、認定を受けた日から起算して一定の期間までに事業を開始しなければ失効とするとし、運転開始期限の1年後の時点で事業の進捗状況を判断することとしています。
- 運転開始期限の1年後までに、一般送配電事業者等へ系統連系工事着工申込みが提出・不備無く受領されず、運転開始に至らなければその時点で失効となります。
- 運転開始期限の1年後までに、系統連系工事着工申込みが提出・不備無く受領されれば、運転開始期限日に運転開始期間が猶予され、それまでに運転開始に至らなければその時点で失効となります。
- 大規模案件を対象とした例外として、運転開始期限の1年後までに、系統連系工事着工申込みが提出・不備無く受領された上で、かつ、①工事計画届出が不備無く受領される、または、②環境影響評価法に基づく準備書に対する経済産業大臣の勧告等がなされている、ことについて、進捗確認申請が行われ、経済産業大臣によって確認された場合は、失効リスクが取り除かれます。
- なお、改正法施行日前に運転開始期限を迎えるものについては、改正法施行日の1年後までに、上述した事業の進捗確認が必要となります。

系統連系工事着工申込みの要件について

- 系統連系工事着工申込みにあたっては、提出時点において以下の要件を満たしていることが要件となります。
- 提出後に要件を満たしていないことが判明した場合は、認定が失効となる可能性がありますのでご注意ください。
 - ①再生可能エネルギー発電設備を設置する土地の使用の権限が得られていること
 - ②農業振興地域の整備に関する法律に基づく農振除外や農地法に基づく農地転用の許可取得 (市街化区域の場合は届出の受理) が行われていること
 - ③再生可能エネルギー発電事業計画の実施に必要な森林法に基づく林地開発許可の取得ができていること
 - ④環境影響評価法または条例に基づく環境影響評価に係る評価書の公告・縦覧が終了していること※

※④については、2016年度以前に認定を取得し、かつ2016年7月31日以前に電力会社と接続契約を締結している10kW以上太陽光の未稼働案件のみが対象。

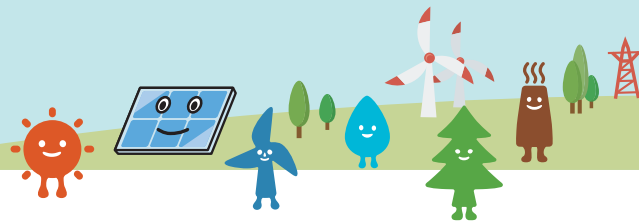


事業計画の変更について

変更内容ごとの変更手続の整理表

認定を受けた事業計画を変更する場合、①変更認定、②事前変更届出、③事後変更届出のうち変更する事業計画の項目に応じていずれかを行う必要があります。

	変更内容	価格変更の 可能性があるもの	備 考
①変更認定	認定事業者の変更		変更後の事業者が手続を行うこととし、社名変更、相続等については、「③事後変更届出」の対象。
	認定事業者の密接関係者の変更		「密接関係者」の定義については、P29を参照。
	発電設備の出力の変更	●	手続にはあらかじめ接続契約の変更が必要。
	発電設備の設置場所の変更		運転開始後において、急遽生じたやむを得ない理由（住宅の引越、土地収用、災害等）があると認められた場合に限り、移設が可能。
	太陽光発電設備の設置形態（屋根設置・地上設置の別）の変更【太陽光】		
	太陽電池に係る事項の変更	●	
	風車に係る事項		
	自家発電設備等の設置の有無	●	
	配線方法、電気供給量の計測方法の変更		
	保守点検責任者の変更		
	接続契約締結日の変更	●	工事費負担金未入金、再接続検討等の理由で、接続契約を再締結して接続契約締結日が変わる場合にのみ変更手続が必要。
	パワーコンディショナーの自立運転機能の有無、給電用コンセントの有無、農地一時転用許可申請予定の有無、自家消費等計画の変更		
	燃料の種類の変更【バイオマス】	●	同じ調達価格区分内での燃料の種類の変更も変更認定の対象。
	バイオマス比率、バイオマス比率考慮後出力及び調達上限比率の変更【バイオマス】	●	
	選択している地域活用要件の変更		
②事前 変更届出	事業計画の内容の変更のうち「①変更認定」に係る事項を除いたもの		「①変更認定」の対象となる項目を除いた、設備の設置場所、接続契約締結先、保守点検及び維持管理計画等に変更が生じる場合が対象。
③事後 変更届出	認定事業者の氏名・名称、住所の変更		
	（認定事業者が法人の場合） 代表者氏名、役員氏名の変更		



調達価格 / 基準価格が変更される事業計画の変更

■ 太陽光発電設備（特例太陽光発電設備を除く）

変更内容		変更の有無
発電設備の出力の変更 ^{※1}	出力の増加	変更あり
	出力の減少	変更なし
太陽電池に係る事項の変更	メーカーの変更、種類の変更、変換効率の低下	変更なし
	合計出力の増加(3kW以上または3%以上)または減少(20%以上) ^{※2}	変更あり
自家発電設備等の設置の有無 ^{※3}		変更あり
接続契約締結日の変更		変更あり

- ※1 電力会社の接続検討の結果を受けて運転開始前に出力を変更する場合又は出力が10kW未満の発電設備の出力増加であって、変更後も10kW未満の設備である場合は、調達価格の変更なし。
- ※2 電力会社の接続検討の結果を受けて運転開始前に太陽電池の合計出力を変更する場合又は発電出力が10kW未満の発電設備の場合は、調達価格 / 基準価格の変更なし。なお、パネルの増設・更新の特例については、P32参照。
- ※3 太陽電池の合計出力が発電設備の出力よりも大きい場合かつ、自家発電設備等が蓄電池の場合であって、当該蓄電池をPCSよりも太陽電池側に新設又は増設する変更に限る。ただし、FIT認定からFIP認定に移行し、蓄電池を設置した場合は最新価格ではなく、発電設備の出力(PCS出力と過積載部分の太陽電池出力)と基準価格(蓄電池設置前価格と最新価格)の加重平均値に変更される。
- また、当該自家発電設備等が電気事業者に供給する電気の量を区分計量できる場合であって、当該電気を特定契約によらないで供給する場合または当該電気の供給にあたりプレミアムの交付を受けない場合を除く。なお、FIP制度においては、2022年度以降に新規にFIT認定またはFIP認定を取得する事業であれば、PCSよりも太陽電池側に蓄電池を新設又は増設する変更であって、かつ、電気事業者に供給する当該蓄電池に充電した電気の量を区分計量できず当該電気をFIP制度により電気供給する場合であっても、基準価格の変更なしに事業計画の変更を認める。

〈注意〉10kW未満の設備で自家発電設備等を新たに併設しダブル発電に変更する場合など、区分等を変更する場合（上記表の発電出力の変更によるものを除く）は、当該案件に適用されている調達価格の属する年度における変更後の区分の調達価格に見直されます。

■ 特例太陽光発電設備（2012年6月30日までに太陽光の余剰電力買取の申し込みを行った設備で、固定価格買取制度へ移行されたもの。設備IDの頭文字が「F」から始まる。）

- ・ 発電出力の増加又は減少や自家発電設備の併設又は撤去等により、価格区分が変更になった場合のみ、調達価格が変更されます。
- ・ この場合に適用される価格は、その設備が余剰電力買取の申し込みを行った年度の特例太陽光価格になります。

■ 風力、中小水力、地熱、バイオマス発電設備

変更内容		運転開始前	運転開始後
設備の出力の変更 ^{※1}	出力の増加	変更あり	
	出力の減少 (10kW以上かつ20%以上)	変更あり	変更なし
バイオマス燃料の種類の変更【バイオマス】 ^{※2}		変更あり	
バイオマス比率または調達上限比率の変更【バイオマス】 ^{※3}		変更の可能性あり	
接続契約締結日の変更		変更あり	

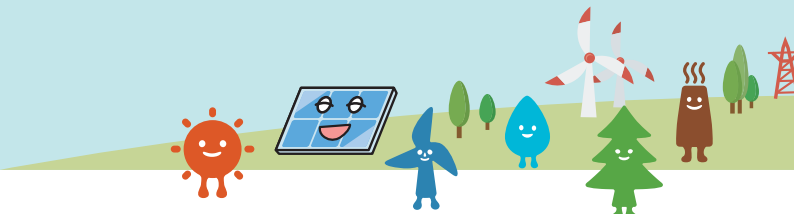
- ※1 増加後の出力が該当する区分等に係る調達価格 / 基準価格が、変更前の調達価格 / 基準価格より高い場合または、電力会社の接続検討の結果を受けて運転開始前に出力を変更する場合は、調達価格 / 基準価格の変更なし。
- ※2 使用するバイオマス燃料の種類の変更（異なる価格区分に属するバイオマス燃料の追加）による区分等の追加。（価格変更の対象は、当該追加された区分等への調達価格 / 基準価格の適用に限る。）
- ※3 詳細は、右記の「既認定案件による国民負担の抑制に向けた対応（バイオマス比率の変更への対応）」をご確認ください。

既認定案件による国民負担の抑制に向けた対応
(バイオマス比率の変更への対応)

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/announce/20181221.pdf



2025年度の入札の概要とスケジュール



ここでは、2025年度の入札の概要についてご紹介します。詳細については、広域機関のホームページをご覧ください。

2025年度の入札の概要

詳細については、広域機関において公表している「入札実施要綱」をご確認ください。

■入札制度概要

項目	取扱い	対象
上限価格	公表	太陽光入札
入札実施回数	年間4回	
参加資格審査期間	2週間程度	全電源共通
落札案件の認定取得期限	落札から7ヶ月以内	
入札保証金没収免除事由	工事費負担金が高額となったために辞退した場合、 入札保証金の没収を免除※	

※事業者に帰責性なく、また、事業計画に工事費負担額の記載があり、入札案件登録時に当該額を証する書類が提出されていた場合に限る。

	太陽光発電設備 (第24回～第27回)	陸上風力発電 (第5回)	着床式洋上風力発電(第4回) (再エネ海域利用法適用外)	バイオマス発電 (第8回)
入札対象 区分	出力250kW以上の 太陽光発電設備 (屋根設置を除く)	出力50kW以上の 陸上風力発電設備 (リプレースを除く)	着床式洋上風力発電 (再エネ海域利用法適用外)	・出力10,000kW以上の 一般木材等バイオマスに よる発電設備 ・バイオマス液体燃料による 発電設備
募集容量	第24回 79MW ※第24回以降は、上記を基準として、 直前の回の応札容量を踏まえて、 各回の募集容量を見直す。	第5回 0.9GW 追加 入札 第5回入札の 非落札容量の40%	190MW	30MW ※上限価格を超えない範囲で応札 容量に応じて最大140MWまで
上限価格 (円／kWh)	第24回 8.90円 第25回 8.83円 第26回 8.75円 第27回 8.68円	第5回 13円 追加 入札 第5回入札の加重平均落札価格と 2026年度入札の上限価格(12円) のいずれか高い額	事前非公表	事前非公表

※陸上風力の追加入札については、入札の入札容量が1.2GWを超えた場合に実施する。

2025年度の入札実施スケジュール

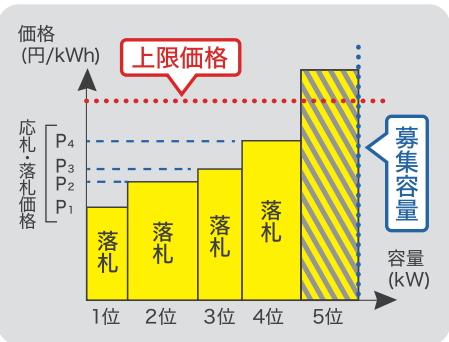
2025年度は下記のスケジュールで入札を実施します。

2025年度	第24回 太陽光	第25回 太陽光	第26回 太陽光	第27回 太陽光	第5回陸上風力(追加) 第4回着床式洋上風力 (再エネ海域利用法適用外) 第8回バイオマス
4月	入札説明会				
5月	事業計画受付(4/14) 事業計画受付〆切(5/9) 事業計画審査〆切(5/23)				
6月	入札募集開始(6/2) 入札募集〆切(6/13) 入札結果公表(6/20)	事業計画受付(6/23)			
7月		事業計画受付〆切(7/11) 事業計画審査〆切(7/25)			
8月		入札募集開始(8/4) 入札募集〆切(8/15) 入札結果公表(8/22)			
9月			事業計画受付(9/24)		事業計画受付(9/1) 事業計画受付〆切(9/19)
10月			事業計画受付〆切(10/15) 事業計画審査〆切(10/29)		事業計画審査〆切(10/3) 入札募集開始(10/14) 入札募集〆切(10/27)
11月			入札募集開始(11/10) 入札募集〆切(11/21)		入札結果公表(11/4)
12月			入札結果公表(12/1)		
2026年 1月	認定補正期限(1/6) 認定取得期限(1/20)			事業計画受付(1/5) 事業計画受付〆切(1/23)	陸上風力追加入札※ 事業計画受付(1/19) 事業計画受付〆切(2/6) 事業計画審査〆切(2/20) 入札募集開始(3/2) 入札募集〆切(3/13) 入札結果公表(3/23)
2026年 2月				事業計画審査〆切(2/6) 入札募集開始(2/16) 入札募集〆切(2/27)	
2026年 3月		認定補正期限(3/9) 認定取得期限(3/23)		入札結果公表(3/6)	
2026年 4月以降		認定補正期限(6/17) 認定取得期限(7/1)		認定補正期限(9/24) 認定取得期限(10/6)	認定補正期限(5/21) 認定取得期限(6/4) 認定補正期限(10/9) 認定取得期限(10/23)

※陸上風力発電の追加入札については、第5回陸上風力の入札容量が1.2GWを超えた場合に実施する。

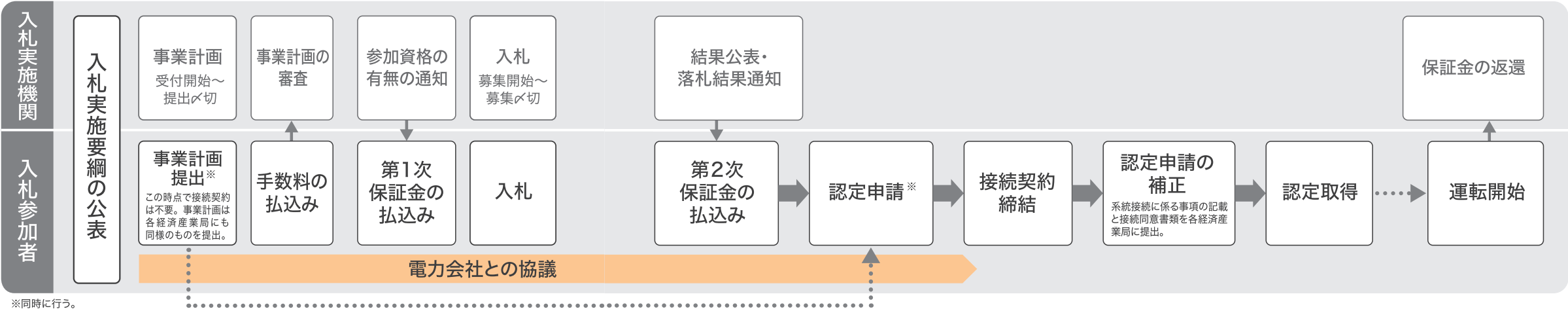
入札のイメージ

- ・再エネ特措法による入札では、上限価格を超えない価格の入札者のうち、低価の入札者から順次募集容量に達するまで落札者として決定します。
- ・落札者の調達価格等：応札額を調達価格/基準価格として採用します(pay as bit方式)。調達期間/交付期間は20年間です。



入札フロー

入札は以下の流れに従って実施されます。



※同時に行う。

発電設備の保安に関する法令について

「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」では、事業計画の認定を取得するための認定基準の一つに、関係法令（条例を含む）の規定を遵守することが規定されています。（P18参照）

このうち、発電設備の保安については、主に『電気事業法』において、下表のとおり保安規制が課せられています。発電設備の所有者となられた方には、電気事業法に基づく設置者として、設備の安全性に関する責任が発生することとなります。設置者自身が電気事業法を十分にご理解いただき、これを守って発電設備を稼働してください。なお、補修等を行わないまま稼働を継続した場合、電気事業法に基づく技術基準適合命令などが発令されることとなります。このように、技術基準に適合していない場合など、電気事業法の規定を遵守していない場合は、認定が取り消されることもありますので、十分ご注意ください。

電気工作物の設置者に課されている保安規制について

電気の安全確保のため、電気工作物を事業用と一般用に区分し、それぞれ電気工作物の工事、維持及び運用を規制することによって公共の安全の確保を図っています。

電気工作物の種類	電気工作物の設置者	経済産業省
事業用電気工作物 (自家用電気工作物を含む)	・技術基準適合維持義務 ・保安規程作成・届出・遵守義務 ・主任技術者選任義務、職務誠実義務 ・工事計画の届出 ・使用前自主検査実施義務 ・使用前自己確認実施義務 ・報告義務	・技術基準適合命令 ・保安規程変更命令 ・主任技術者免状返納命令 ・工事計画変更命令 ・使用前安全管理審査実施 ・立入検査
小規模事業用電気工作物	・技術基準適合維持義務 ・使用前自己確認実施義務 ・基礎情報の届出 ・報告義務	・技術基準適合命令 ・立入検査
一般用電気工作物	・技術基準適合義務	・技術基準適合命令 ・立入検査

電気事業法に基づく技術基準について

電気事業法に基づく技術基準については、発電設備別の技術基準とすべての発電設備に共通する電気設備の技術基準があり、それぞれの技術基準に適合させることが義務付けられています。

設備別	技術基準
発電設備別	・発電用水力設備に関する技術基準を定める省令 ・発電用火力設備に関する技術基準を定める省令 ・発電用風力設備に関する技術基準を定める省令 ・発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令
(共通) 電気設備	電気設備に関する技術基準を定める省令

定期報告について

定期報告

定期報告の提出は認定基準として義務付けられているため、期限までに提出がない場合には、経済産業大臣による指導や認定取消し等の対象となる可能性があります。認定事業者は、認定を受けた発電設備の設置に要した費用の報告（①設置費用報告）及び認定発電設備の年間の運転に要した費用の報告（②運転費用報告）を行う必要があります。

〈報告対象者〉

発電設備の分類		報告形態	
		①設置費用報告（増設費用報告）	②運転費用報告
太陽光 発電設備	10kW未満の設備※	必要 （増設費用報告は不要）	経済産業大臣が求めた場合は必要 （対象者には、後日別途ご案内いたします。）
	10kW以上の設備	必要	
太陽光以外の発電設備		必要	

※特例太陽光発電設備（設備IDの頭文字がF）は、設置費用報告、運転費用報告とも不要です。
※10kW未満であっても増設により10kW以上となった場合、増設費用報告は必要となります。

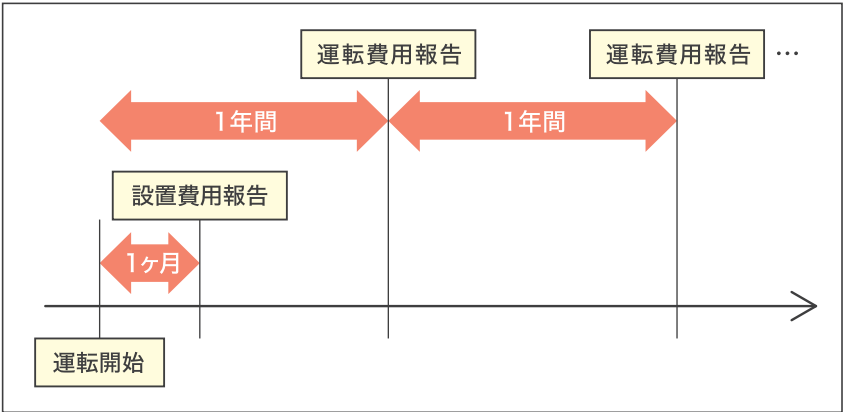
〈報告時期〉

- ① 設置費用報告：発電設備が運転開始した日から1ヵ月以内（増設した場合は、増設した日から1ヵ月以内に増設費用報告）
- ② 運転費用報告：発電設備が運転開始した月又はその翌月に、毎年1回

〈報告例〉

運転開始年月日が 2025年5月1日 の場合

- 設置費用報告期日：2025年6月1日
- 運転費用報告期日：毎年6月末
（前年5月1日～4月末までの費用を報告）



〈提出方法・提出先〉

- 太陽光発電設備 …… 電子申請：「再生可能エネルギー電子申請ホームページ（<https://www.fit-portal.go.jp/>）」を通じて報告。
（インターネットで報告できない方は、紙申請：ホームページから様式を印刷し、記載の上、経済産業省が委託した代行申請機関へ郵送）
- 太陽光以外の発電設備 …… 電子申請：「再生可能エネルギー電子申請ホームページ」を通じて報告。
申請の際に Gbiz ID（<https://gbiz-id.go.jp/>）のアカウント（プライムまたはメンバーのいずれか）が必要となります。
（インターネットで報告できない方は、紙申請：ホームページから様式を印刷し、記載の上、発電設備の設置場所の都道府県を所管する経済産業局へ郵送）

電子申請ホームページ

<https://www.fit-portal.go.jp/>

Gbiz ID

<https://gbiz-id.go.jp/>

記入様式・記入例

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_report.html

説明会及び事前周知措置

FIT制度導入以降、再生可能エネルギーの導入量は増加した一方で、安全面、防災面、景観や環境への影響、将来の廃棄等に対する地域の懸念が高まっています。こうした地域での懸念の解消に向けて、令和6年に改正された再エネ特措法では、FIT/FIPの認定に当たり、説明会又は事前周知措置(ポスティング等)を求めています。

説明会又は事前周知措置を実施すべき再エネ発電事業の範囲

FIT/FIP認定に当たって説明会又は事前周知措置の実施が必要となる再エネ発電事業の範囲は、概ね以下のとおりです。なお、これらに該当しない場合であっても、必要に応じて、説明会の開催等を通じて、地域の住民と適切にコミュニケーションを図るよう努めることが必要です。

	住宅用太陽光 ^{※2}	屋根設置 ※住宅用太陽光を除く	低圧 (50kW未満) ※住宅用太陽光／ 屋根設置を除く	高圧・特別高圧 (50kW以上) ※屋根設置を除く
周辺地域等に影響を 及ぼす可能性が 高いエリア ^{※1} 外	説明会／ 事前周知措置を 要件としない	説明会／ 事前周知措置を 要件としない (努力義務として求める)	事前周知措置の 実施が必要 ^{※3}	説明会の開催が必要
周辺地域等に影響を 及ぼす可能性が 高いエリア ^{※1} 内				

※1 ①森林法の林地開発許可、宅地造成及び特定盛土等規制法の許可、砂防三法の許可の対象エリア、②土砂災害警戒区域(土砂災害特別警戒区域を含む)又は土石流危険渓流、③条例において、自然環境・景観の保護を目的として、保護エリアを定めている場合にあっては、当該エリアをいいます。

※2 出力が10kW未満の太陽光発電事業をいいます。

※3 低圧電源であって、再エネ発電事業の実施場所の敷地境界線からの水平距離が100m以内に、当該事業者と同一の事業者又はその密接関係者が実施する再エネ発電事業の実施場所がある場合において、それら事業に係る電源の出力の合計値が50kW以上となるときは、説明会を開催する必要があります。

説明会又は事前周知措置を実施すべき「重要な事項の変更」

FIT/FIP認定を既に取得している場合も、再エネ発電事業計画の重要な事項を変更する場合(以下参照)は、説明会又は事前周知措置を実施する必要があります。

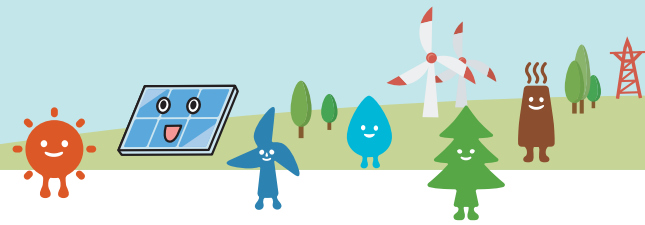
説明会又は事前周知措置(※1)を実施すべき計画変更の内容

- 事業譲渡、合併又は会社分割等を原因とする認定事業者の変更
- 認定事業者の密接関係者(※2)の変更
- 再エネ発電設備の設置場所の変更
- 認定出力又は太陽光パネルの合計出力を20%以上又は50kW以上増加させる変更
- 認定出力又は太陽光パネルの合計出力を、新規認定の日又は直近で行った説明会及び事前周知措置の日のうちいずれか遅い日から起算して、累計値で20%以上又は50kW以上増加させる変更
- 計画変更によって、新たに説明会又は事前周知措置の実施が必要となった場合

※1 説明会の開催又は事前周知措置の実施のいずれが必要となるかは、計画変更後の計画内容を前提に、上表(説明会又は事前周知措置を実施すべき再エネ発電事業の範囲)のいずれに該当するかによることとなります。

※2 密接関係者とは、以下の者をいいます。

- (1) 認定事業者の社員(認定事業者が持分会社の場合)
- (2) 認定事業者に対する議決権の過半数を保有する株主(認定事業者が株式会社の場合)
- (3) 認定事業者に対する匿名組合出資のうち、その過半数の出資持分を保有する出資者
- (4) 上記(1)～(3)の者の親会社(財務諸表等の用語、株式及び作成方法に関する規則第8条第3項に規定する親会社)



説明会の要件の概要

説明会又は事前周知措置に当たっては、再エネ特措法、施行規則並びに「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」に定める全ての要件を充足する必要があり、実施前にこれらをご覧ください。ここでは、その概要を紹介します。

説明会及び事前周知措置実施ガイドライン

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/guideline_setsumeikai.pdf



〈説明会の開催時期〉

再エネ特措法に基づく説明会は、原則として**認定申請日の3ヶ月前までに開催**する必要があります。

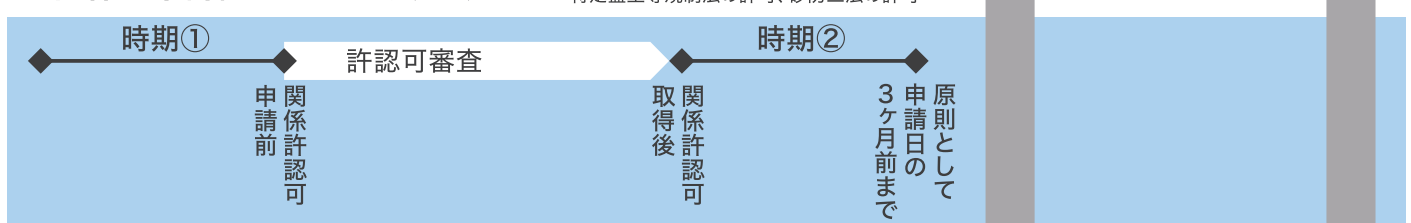
ただし、下図Ⅱ～Ⅳに該当する場合は、事業実施による周辺地域の住民への影響の大きさ等に鑑み、以下のそれぞれに示す**全ての時期に説明会を開催**する必要があります。

I 原則

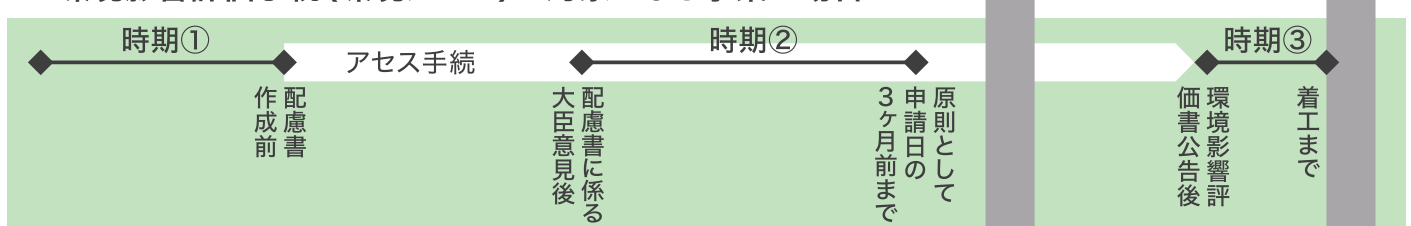


Ⅱ 関係法令許認可^(※)が必要な場合

(※) 森林法の林地開発許可、宅地造成及び特定盛土等規制法の許可、砂防三法の許可



Ⅲ 環境影響評価手続(環境アセス)の対象となる事業の場合



Ⅳ 自然環境の保全又は景観の保護を目的とする条例により許可等又は届出が必要な場合



※上記は新規認定申請時の説明会の開催時期を示したものです。計画変更に伴う説明会は原則として変更認定申請の3か月前までに開催する必要があります。

※「周辺地域の住民」の範囲について、再エネ発電事業の実施場所が属する市町村に事前相談を行う必要があります(次頁参照)。事前相談に係る市町村の事務処理に要する期間や、事前相談の結果、他の市町村への事前相談が発生する可能性も踏まえ、説明会の開催案内の時期までに市町村の意見が得られるよう、スケジュールについて市町村と事前に相談することが有用です。

※条例に基づく環境アセスメントの対象となる事業については、上記Ⅲに準ずるすべての時期に開催が必要となります。

説明会及び事前周知措置

〈「周辺地域の住民」(説明会に出席する住民)の範囲〉

①

再エネ発電事業の
実施場所の敷地境界から
一定距離の居住者

事業規模に応じ、以下の距離の
範囲内の居住者が対象

- 低圧:100m
- 特別高圧・高圧:300m
- 環境影響評価手続(法アセス)
対象規模:1km

②

再エネ発電事業の
実施場所に隣接する
土地/建物の所有者

説明会の開催予定日の2週間前までに、
以下の資源エネルギー庁HPに情報提供
を行ってください。
資源エネルギー庁HPにおいて、土地/建
物の所有者への開催案内がなされます。

電子申請ホームページ

<https://www.fit-portal.go.jp/>



③

市町村への事前相談を
踏まえ、市町村の意見により
加える居住者

市町村への事前相談を行った上で、
当該市町村から「周辺地域の住民」
に加えるべきとの意見があった者が
対象です。

※詳細はガイドラインをご覧ください。

〈説明会での説明事項等〉

以下は概要であり、詳細及びその他の要件については、必ずガイドライン等をご確認ください。

● 開催予定日の2週間前までに、以下2つの方法により開催案内を行う必要があります。

- ・ポスティング、戸別訪問による書面配布、回覧板への掲載、関係自治体の広報又は広報誌への掲載のいずれか
- ・資源エネルギー庁に対する説明会の開催に関する情報提供(再生可能エネルギー電子申請ホームページ)

● 再エネ発電事業者自身が出席して説明する必要があります。

● 以下の全てについて説明する必要があります。

①事業計画の概要	②関係法令遵守状況	③土地権原取得状況
④事業に関する工事概要	⑤関係者情報(主な出資者等を含む)	⑥事業の影響と予防措置

※⑥については、安全面(斜面への設置、盛土・切土、地盤強度等)、景観、自然環境・生活環境(騒音・振動・排水、反射光等の電源別事項)、廃棄等について説明。

● 質疑応答の時間を設け、住民の質問・意見に対して誠実に対応する必要があります。

● 説明会終了後、2週間以上の期間にわたり、質問募集フォームを設ける必要があります。

● 出席者のプライバシーを守りながら説明会を録音・録画する必要があります。

また、記録を調達期間/交付期間中、適切に保管する必要があります。

● 認定申請時には説明会を開催したことを証する一定の資料を提出する必要があります。

提出した説明会概要報告書は、認定後に資源エネルギー庁のシステムを通じて公表されます。

事前周知措置の要件の概要

事前周知措置は、再エネ発電事業の実施場所から100mの範囲内の居住者に対して、以下のいずれかの方法により実施する必要があります。詳細及びその他の要件は、必ずガイドライン等をご確認ください。

- ▶ ポスティングによる書面配布
- ▶ 戸別訪問による書面配布
- ▶ インターネット上で「周辺地域の住民」の閲覧に供するとともに、
主たるホームページのアドレスを回覧板又は関係自治体の広報若しくは広報誌へ掲載する方法

認定事業者の義務 / パネルの増設・更新の特例等

委託先・再委託先に対する監督義務

認定事業者が、再生可能エネルギー発電事業の一部又は全部を他者に委託・再委託する場合は、委託先・再委託先に対して必要かつ適切な監督を行う必要があります。

認定事業者は、認定計画・認定基準を自ら遵守することに加えて、委託先・再委託先も遵守するよう監督する必要があります。

違反時のFIT/FIP交付金を一時停止する措置

令和6年の再エネ特措法の改正により、認定事業者（委託先・再委託先を含む）が認定計画・認定基準に違反している場合に、FIT/FIP交付金を一時停止する措置が導入されました。

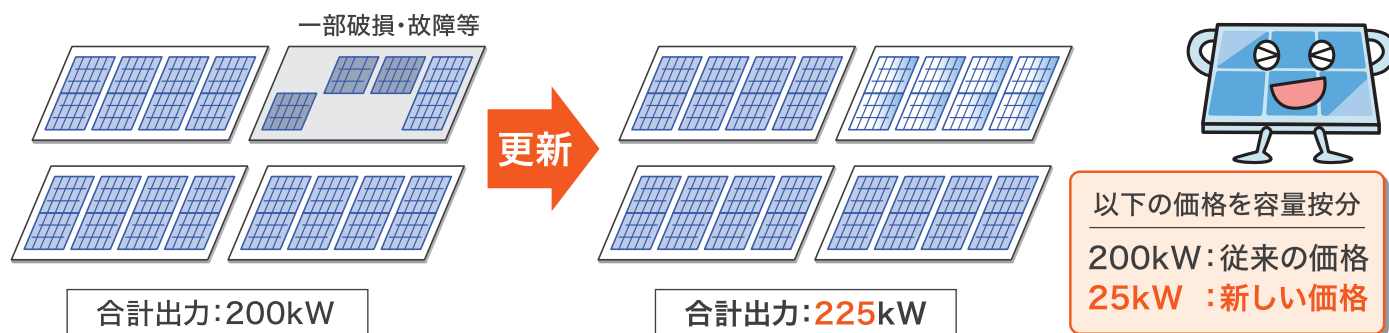
また、違反が解消されず、認定取消しに至った場合は、FIT/FIP交付金の返還を命ずる措置が併せて導入されています。

パネルの増設・更新の特例

令和6年の再エネ特措法の改正により、パネルの増設・更新の際に、パネルの合計出力のうち、既設部分は従前の価格を維持し、増設・更新に係る部分には新たな価格を適用した上で、2つの価格を容量按分して得た価格の適用を受けることができる特例が導入されました。

このとき、増設・更新に係る部分も含めて、設備全体の調達期間／交付期間は維持されます。

〈パネルを更新する場合(例)〉



増設・更新を行う前に変更認定申請を行ってください。また、変更認定申請を行う際に、既設部分と増設・更新に係る部分を区別して申請書に記載し、特例を受けることを申し出てください。

特例を受けるためには、以下の手順に従って、パネルを適切に廃棄することが前提となります。

詳しくは、廃棄等費用積立ガイドラインをご確認ください。

- 更新する場合：変更認定申請時に、廃棄するパネルの解体・撤去に係る契約書（写し）の提出
パネルの取外し・廃棄後に、マニフェスト（写し）の提出
- 増設する場合：増設に係る部分の廃棄等費用（計算式はガイドラインに掲載）の一括積立て（事前）

よくある質問

ここでは、皆様からお寄せいただいたご質問のうち、お問い合わせの多いご質問についてお答えします。
資源エネルギー庁のホームページにおいて、その他のご質問についても回答を公表していますので、ぜひご活用ください。

資源エネルギー庁のホームページ「なっとく！再生可能エネルギー」

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_faq.html



Q.1

なぜ「分割案件」はFITで禁止されているのですか。

A.1

同一の事業地に設置される再エネ発電設備を意図的に複数の低圧設備に分割して設置するいわゆる「分割案件」では、

- ① 本来適用される安全規制の回避等による社会的不公平
- ② 電力会社の設備維持管理コストの増加による、事業者間の不公平や電気料金への転嫁
- ③ 不必要な電柱、メーター等の設置による社会的な非効率性
- ④ 出力制御の回避等の問題
- ⑤ 地域活用要件逃れ

が発生するためです。こうした問題は、原則として、発電事業の規模や事業採算性にかかわらず、分割を行うことにより発生するため、全電源一律に措置することとしています。

Q.2

入札に参加するにあたって、自治体への事前相談はどのように行えばよいですか。

A.2

今年度は、出力 250kW 以上の太陽光発電（屋根設置を除く）、出力 50kW 以上の陸上風力（リプレースを除く）、着床式洋上風力発電（再エネ海域利用法適用外）、出力 10,000kW 以上の一般木材バイオマスによるバイオマス発電設備及びバイオマス液体燃料によるバイオマス発電設備が入札の対象です。

このうち、出力 2,000kW 以上の太陽光発電、着床式洋上風力発電及び出力 10,000kW 以上の一般木材等バイオマスによるバイオマス発電については比較的大規模であることから、発電設備の設置を予定する自治体（都道府県及び市区町村）へ事前に事業計画について説明を行い、関係法令及び条例に基づく必要な手続について確認・相談を行った上で、自治体から指導・助言があった場合には適切な対応を行う必要があります。

これらの結果については、「関係法令手続状況報告書」に記載の上、入札実施要綱に記載の提出書類と併せて指定入札機関及び経済産業局に提出していただきます（太陽光発電については、電子申請システムで提出してください）。

なお、最小単位の行政（市区町村）への確認・相談は面談形式のみとしておりますので、御注意ください。



Q.3

標識や柵塀はどのようなものを設置しなければならないのですか。

A.3

標識の設置に関する注意点は以下のとおりです。

- ・ 標識の設置については、下記の図「標識のイメージ」に準じた標識を設置することが必要。

固定価格買取制度に基づく再生可能エネルギー発電事業の認定発電設備		
再生可能エネルギー 発電設備	区分	太陽光発電設備
	名称	霞ヶ関発電所
	設備ID	DXXXXXX15
	設置場所	東京都千代田区霞が関△番地
	出力	150.0kW
再生可能エネルギー 発電事業者	氏名	経済産業株式会社 代表取締役 経済一郎
	住所	東京都千代田区霞が関○番地
	連絡先	XX-XXXX-XXXX
保守点検責任者	氏名	霞ヶ関メンテナンス(株) 理事長 産業二郎
	連絡先	XX-XXXX-XXXX
運転開始年月日		(西暦)〇〇〇〇年〇月〇日

25cm以上

35cm以上

少なくともどちらかを記載すること

必要に応じて修正すること

- ・ 屋外広告物条例等の関連条例により、掲示の大きさや色などが規制される場合は、関連条例の規定に従い、標識を掲示すること。
- ・ 出力20kW未満の太陽光発電事業は、再エネ特措法上の掲示義務の対象外だが、周辺地域と共生した形で適切に事業を実施するために、できる限り事業情報を掲示することが望ましい。

柵塀の設置に関する注意点は以下のとおりです。

- ・ 設置形態上、第三者が容易に発電設備に近づくことができない場合を除き、外部から容易に発電設備に触れることができないように、発電設備と柵塀等との距離を空けるようにした上で、構内に容易に立ち入ることができないような高さの柵塀等を設置すること。
- ・ 柵塀等の使用材料については、ロープ等の簡易なものではなく、金網フェンス等の第三者が容易に取り除くことができないものを用いること。
- ・ 柵塀等の設置の形式については、電気事業法の電気設備に関する技術基準を定める省令及び電気設備の技術基準の解釈を参考することが望ましい。



Q.4

太陽光発電設備の撤去及び処分に係る費用は積み立てなければならないのですか。

A.4

2018年4月から廃棄等費用(発電事業終了後に必要となる、太陽光発電設備の解体・撤去及びそれに伴い発生する廃棄物の処理に係る費用)の積立てが義務化されました。加えて、廃棄等費用の確実な積立てを担保するために、10kW以上すべての太陽光発電※のFIT/FIP認定事業を対象として、原則として、源泉徴収的な外部積立てを求める制度が開始されました。その概要は、以下のとおりです。

なお、発電事業を終了した設備の撤去及び処分は、廃棄物処理法等の関係法令を遵守し、事業終了後、可能な限り速やかに行ってください。 ※複数太陽光発電設備設置事業を含みます。

	原則、源泉徴収的な外部積立て	例外的に、内部積立てを許容
廃棄処理の責任	●積立ての方法・金額にかかわらず、最終的に排出者が廃棄処理の責任を負うことが大前提	
積立て主体	●認定事業者(ただし、内部積立てについては、上場している親会社等が廃棄等費用を確保している場合に一部例外あり)	
積立金の額の水準・単価	●調達価格/基準価格の算定において想定されている廃棄等費用(一部入札案件は最低落札価格を基準に調整) ●供給電力量(kWh)ベース ※実際の廃棄処理で不足が発生した場合は事業者が確保	●調達価格/基準価格の算定において想定されている廃棄等費用と同水準(認定容量(kW)ベース)以上 ※実際の廃棄処理で不足が発生した場合は事業者が確保
積立て時期	●調達期間/交付期間の終了前10年間	●外部積立てと同じか、より早い時期
積立て頻度	●調達価格の支払・交付金の交付と同頻度(現行制度では月1回) ※FIP認定事業で積立不足が発生した場合は、当該不足分は1年程度分まとめて積み立てる	●定期報告(年1回)により廃棄等費用の積立て状況を確認
積立金の使途・取戻し	●取戻しは、廃棄処理が確実に見込まれる資料提出が必要 ●調達期間/交付期間終了後は、事業終了縮小のほか、パネル交換して事業継続する際にも、パネルが一定値を超える場合に取戻しを認める ※具体的には、認定上の太陽光パネル出力の15%以上かつ50kW以上 ●調達期間/交付期間中は、事業終了・縮小のみ取戻しを認める	●基本的に、外部積立てと同じ場合のみ、取崩しを認める ●修繕等で資金が必要な場合の一時的な使用を認めるが、原則、1年以内に再び基準を満たす積み増しが必要
積立金の確保・管理	●電力広域的運営推進機関に外部積立て ●電力広域的運営推進機関が適正に積立金を管理 ●事業者の倒産時も、取戻し条件は維持されるため債権者は任意に取り戻せず、事業譲渡時には積立金も承継する ●積立て状況は公表	●積立て主体が、使途が限定された預金口座で資金を積み立て、又は金融商品取引所との関係で開示義務がある財務諸表に廃棄等費用を計上することで確保、若しくは、資金確保の蓋然性が高いと言える場合に限り、保険・保証により担保 ●金融機関との契約による口座確認又は会計監査等による財務状況の確認 ●内部積立条件を満たさなくなるときは、外部積立てに移行 ●積立て状況は公表
施行時期	●最も早い事業が積立てを開始する時期は2022年7月1日 ※事業ごとの調達期間/交付期間終了時期に応じて、順次、積立てを開始	

※ 詳細は、廃棄等費用積立てガイドラインに定めています。



Q.5

特定営農型太陽光設備（営農型太陽光発電であり、農地に立てる支柱に係る農地転用許可の期間が3年間を超えるもの）の認定を取得しているのですが、農地一時転用許可証の提出はどのようにすればよいですか。

A.5

電子申請マイページより対象設備を検索いただくと、「許可証提出」ボタンが表示されますので、こちらから提出してください。

なお、認定の日から3年以内に必要な許可が得られていないことが判明した場合は、当該認定が取消になる可能性があることに御注意ください。

Q.6

発電設備の設置場所を変更したい場合はどのようにすればよいですか。

A.6

FIT/FIPでは、原則として発電設備の場所の変更は認められていません。

当初予定されていた設置場所で事業を行うことができなくなった場合は、当該事業計画の廃止届出を提出していただいた上で、新たな場所で認定を取得する必要があります。ただし、以下の場合に限り、設置場所の変更は例外として認められています。

- (1) 隣接する一連の地番の追加又は削除
- (2) 当初地番と同一の場所と見なせる距離にある飛び地の追加又は削除
(太陽電池の大半が当初認定された地番に設置されている場合に限る)
- (3) 以下の急遽生じたやむを得ない理由があると認められた場合の移設
 - ① 運転開始後において、引越しの伴い住宅用太陽光発電設備を移転する場合
 - ② 公共事業による土地の収用、災害等の事業計画策定時に想定できなかった事由であって、設置者自身に帰責性のない事由により当該場所で事業を実施することが不可能な場合
- (4) 市町村合併、区画整理、住居表示確定等又は地番の分筆、合筆による地番の変更

※(1)・(2)については当初認定された地番を全て削除する場合は除く。

よくある質問

Q.7

買取期間が終了した後はどうなりますか。

A.7

固定価格買取制度に基づく買取が終了した後に、同じ設備で再び固定価格買取制度の認定を取ることはできませんが、小売電気事業者等に売電することは可能です。その場合は、価格・期間等は小売電気事業者等との間で自由に決められますが、売電するための契約手続等をご自身で行っていただく必要があります。

「どうする？ソーラー」

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/solar-2019after/



Q.8

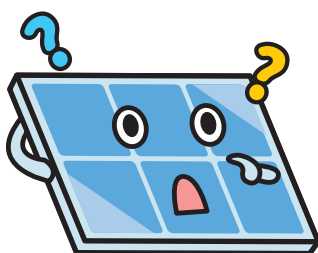
風力・水力・地熱発電はリプレイスが認められる一方で、太陽光発電をリプレイスしようとする場合に、FITの支援が受けられないのはなぜですか。

A.8

調達価格等算定委員会において「リプレイスは原則としてFITに頼らずに行うべき」との考え方が示されていることを踏まえ、買取期間終了後（又は買取期間終了間際）に太陽光パネルを張り替えて同じ住所で太陽光発電を行う取組（太陽光発電のリプレイス）については、調達価格が設定されていません。

このため、太陽光発電のリプレイスについてFIT制度による再認定・買取を行うことはできません。

なお、現行制度上は、代替性の低いインフラの有効利用という観点から、風力、水力、地熱発電に限定してリプレイス時の調達価格が定められています。





Q.9

失効制度に基づく失効期限日が近づいてきた、との連絡を受けましたが、失効期限を延ばすことはできませんか？

A.9

令和4年度から開始された失効制度においては、運転開始期限の1年後までに運転開始に至らなければ失効となります。

ただし、失効期限（運転開始期限の1年後）までに、系統連系工事着工申込みが提出・不備無く受領されれば、運転開始期限に運転開始期間に当たる年数を加えることとし、それまでに運転開始に至らなければその時点で失効となります。

また、大規模案件を対象とした例外として、運転開始期限の1年後までに、系統連系工事着工申込みが提出・不備無く受領された上で、かつ、①電気事業法に基づく工事計画届出が不備無く受領されている、または、②環境影響評価法に基づく準備書に対する経済産業大臣の勧告等がなされている、ことについて進捗確認申請が行われ、経済産業大臣によって確認された場合は失効リスクが取り除かれます。

原則として上記のルールに例外はございませんので、ご注意ください。

Q.10

系統連系工事着工申込みを行った後に、取得済の林地開発許可が変更となった場合または許可が取消となった場合、系統連系工事着工申込みは無効になるのでしょうか。

A.10

系統連系工事着工申込書の提出にあたっては、その提出時点において認定設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画の実施に必要な林地開発許可を取得していることなどが要件となっています。

系統連系工事着工申込後に、提出時に取得していた許可が変更となった場合や、取消となった場合は、変更や取消の内容次第で、申込が無効となる可能性があります。

この場合、改めて林地開発許可の取得等の要件を満たした上で、系統連系工事着工申込み前の当初の失効期限までに再提出が行われ、不備無く受領されない限り、当該期限をもって認定が失効となりますのでご注意ください。

よくある質問

Q.11

ライフサイクルGHGとはなんですか。
申請にあたっては何をすれば良いでしょうか。

A.11

ライフサイクルGHGとはバイオマス燃料の栽培から最終的な燃料利用に至るまでの温室効果ガス排出量の総量を指すものです。

2022年度以降のFIT/FIP 認定事業については、ライフサイクルGHGを火力発電と比較して2029年度までに使用する燃料は50%以下、2030年度に使用する燃料は70%以下に削減可能な計画を策定することが必要です。

FIT/FIP申請に当たっては上記の削減水準を満たす計画の策定及びサプライチェーンの者全体のライフサイクルGHGに関する国際的な第三者認証の証明（GGL 認証等）の取得が必要となります。なお、第三者認証の取得については2023年度から3年間の経過措置が設けられています。

Q.12

地域活用要件の取得が必要な事業の認定を取得したものの、
申請した地域活用要件が満たせない恐れがあります。
その場合、地域活用要件の変更はどの時点で行えば良いでしょうか。

A.12

風力・地熱・中小水力・バイオマス事業に関しては、再エネ特措法施行規則第5条第1項第12号の2に基づき、自家消費型・地域消費型もしくは地域一体型として6つの地域活用要件を設定しており、いずれか1つを満たすこととなっております。

いずれの地域活用要件も満たさない状況となった際は認定基準違反となる可能性があります。場合によっては取消しになる場合もあります。

そのため、認定を受けた地域活用要件が満たせなくなる前に変更認定申請を行い、別の地域活用要件を満たすようにしてください。



Q.13

柵塀がない、法令違反の可能性があるなど
不適切な発電事業を見つけたのですが、どうしたらいいでしょうか。

A.13

経済産業省では、再エネ特措法や関係法令等に基づいて、不適切な案件について必要に応じて発電事業者に指導等を行うべく、事案についての情報提供を求めています。ご懸念の発電設備がございます場合は、以下のフォームより情報提供をお願いします。ご提供いただいた情報に基づき、所管の経済産業局及び必要に応じて関係省庁、地方自治体へ情報共有を行います。ただし、ご提供いただいた情報に対する個別の回答は原則として行わないことにつきご了承ください。

<https://saiene.go.jp/register/>



Q.14

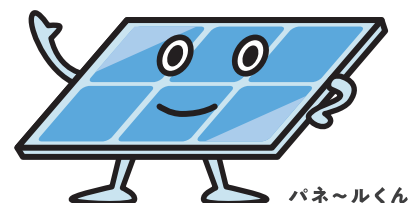
インボイス制度の導入に伴う
FIT制度上の対応等について確認したい。

A.14

こちらをご確認ください。

資源エネルギー庁ウェブサイト「なっとく！再生可能エネルギー」

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_invoice.html



FIT・FIP制度の詳細についてのお問い合わせ

経済産業省資源エネルギー庁ホームページ「なっとく!再生可能エネルギー」

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/index.html



なっとく再エネ

検索

再エネ特措法(FIT・FIP制度)及び再生可能エネルギーに係る支援制度に関するお問合せ窓口

0570-057-333

[受付時間]
9:00~18:00
(土日祝、年末年始を除く)

※FIT・FIP制度電子申請システムに関するお問い合わせは、音声ガイダンスに従い該当する番号を入力してください。

一部のIP電話でつながらない場合は ☎ 044-952-7917

■ 北海道

北海道経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課 〒060-0808 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎

☎ 011-709-2311
(内線2638)

■ 青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県

東北経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課 〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1

☎ 022-221-4805

■ 茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県・長野県・新潟県・静岡県

関東経済産業局 資源エネルギー環境部 新エネルギー対策課 〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館

☎ 048-600-0361

■ 富山県・石川県・岐阜県・愛知県・三重県

中部経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課 〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2

☎ 052-951-2775

■ 福井県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県

近畿経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課 〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44

☎ 06-6966-6043

■ 鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県

中国経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課 〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館

☎ 082-224-5818

■ 徳島県・香川県・愛媛県・高知県

四国経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課 〒760-8512 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎北館

☎ 087-811-8538

■ 福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県

九州経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課 〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1

☎ 092-482-5475

■ 沖縄県

内閣府沖縄総合事務局 経済産業部 エネルギー・燃料課 〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第二地方合同庁舎2号館

☎ 098-866-1759

電力広域的運営推進機関(OCCTO)

再生可能エネルギー・国際部

〒100-6607 東京都千代田区丸の内一丁目9番2号 グラントウキョウサウスタワー7階

<https://www.occto.or.jp/fit/faq.html>

